H30.1.26時点の案

社保審ー介護給付費分科会	
第 158 回（H30.1.26）	資料２

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

介 護 サ ー ビ ス

：平成30年4月改定箇所

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
１　訪問介護費
２　訪問入浴介護費
３　訪問看護費
４　訪問リハビリテーション費
５　居宅療養管理指導費
６　通所介護費
７　通所リハビリテーション費
８　短期入所生活介護費
９　短期入所療養介護費
イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護費
ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
ハ　診療所における短期入所療養介護費
ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
ホ　介護医療院における短期入所療養介護費
１０　特定施設入居者生活介護費
１１　福祉用具貸与費

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

Ⅲ　指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
１　介護福祉施設サービス
２　介護保健施設サービス
３　介護療養施設サービス
イ　療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
ロ　療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
ハ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
４　介護医療院サービス

H30.1.26時点の案

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1　訪問介護費

			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分			身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
訪問介護費又は共生型訪問介護費 イ 身体介護	(1) 20分未満 (165単位)												
	(2) 20分以上30分未満 (248単位)		所要時間が20分から起算して25分を増すごとに＋66単位（198単位を限度）	×70／100	×200／100	夜間又は早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	特定事業所加算（Ⅰ） ＋20／100 特定事業所加算（Ⅱ） ＋10／100 特定事業所加算（Ⅲ） ＋10／100 特定事業所加算（Ⅳ） ＋5／100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1回につき ＋100単位
	(3) 30分以上1時間未満 (394単位)												
	(4) 1時間以上 (575単位に30分を増すごとに＋83単位)												
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (181単位)												
	(2) 45分以上 (223単位)												
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 98単位)													

ニ 初回加算 (1月につき ＋200単位)	
ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ） (1月につき ＋100単位)
	(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ） (1月につき ＋200単位)
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1月につき ＋所定単位×137／1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき ＋所定単位×100／1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1月につき ＋所定単位×55／1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (1月につき (3)の90／100)
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (1月につき (3)の80／100)

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2　訪問入浴介護費

	注	注	注	注	注	注
基本部分	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1，250単位)	×95／100	×70／100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10/100	＋5／100

ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ (1回につき ＋36単位)
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ (1回につき ＋24単位)
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1月につき ＋所定単位×58／1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき ＋所定単位×42／1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1月につき ＋所定単位×23／1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (1月につき (3)の90／100)
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (1月につき (3)の80／100)

注
所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

［脚注］
1. 単位数算定記号の説明

＋○○単位	⇒	所定単位数 ＋ ○○単位
－○○単位	⇒	所定単位数 － ○○単位
×○○／100	⇒	所定単位数 × ○○／100
＋○○／100	⇒	所定単位数 ＋ 所定単位数×○○／100

H30.1.26時点の案

3 訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	注 緊急訪問加算（Ⅰ）	注 緊急訪問加算（Ⅱ）	注 1時間30分以上の訪問看護を行う場合	注 要介護5の者の場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算（※）	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算	注 医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算（1日につき）
イ 指定訪問看護ステーションの場合	（1）20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （311単位）	×90／100	夜間又は早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	30分未満の場合 ＋254単位 30分以上の場合 ＋402単位	30分未満の場合 ＋201単位 30分以上の場合 ＋317単位	＋300単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき ＋574単位	1月につき （Ⅰ）の場合 ＋500単位 又は （Ⅱ）の場合 ＋250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 ＋2，000単位	
	（2）30分未満 （467単位）														
	（3）30分以上1時間未満 （816単位）														
	（4）1時間以上1時間30分未満 （1，118単位）														
	（5）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （296単位） ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合	（1）20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （263単位）	×90／100				＋300単位						1月につき ＋315単位			
	（2）30分未満 （396単位）														
	（3）30分以上1時間未満 （569単位）														
	（4）1時間以上1時間30分未満 （836単位）														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 （1月につき 2，935単位）		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98／100					＋800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 ＋574単位 病院又は診療所の場合 ＋315単位			ー97単位

ニ 初回加算	（1月につき ＋300単位）
ホ 退院時共同指導加算	（1回につき ＋600単位）
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	（1月につき ＋250単位）
ト 看護体制強化加算 （イ及びロを算定する場合のみ算定）	（1）看護体制強化加算（Ⅰ） （1月につき ＋600単位） （2）看護体制強化加算（Ⅱ） （1月につき ＋300単位）
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 （1回につき 6単位を加算） ハを算定する場合 （1月につき 50単位を加算）

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

H30.1.26時点の案

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問リハビリテーション加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 提携集中リハビリテーション実施加算	注 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	注 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	注 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	注 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	注 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 介護老人保健施設の場合 介護医療院の場合	1回につき 290単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +230単位	1月につき +280単位	1月につき +320単位	1月につき +420単位 (3月に1回を限度)	1回につき −20単位

ロ 社会参加支援加算 (1日につき 17単位を加算)

ハ サービス提供体制強化加算
(1回につき +6単位)

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分				注 特別地域居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)		+15／100	+10／100	+5／100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)				
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (294単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (284単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (558単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系家設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (414単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)				
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (376単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (537単位)					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)					
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位)					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (323単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)					
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)		注 准看護師が行う場合 ×90／100			
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)					

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。

H30.1.26時点の案

6 通所介護費

基本部分		要介護度	単位
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	(362 単位)
		要介護2	(415 単位)
		要介護3	(470 単位)
		要介護4	(522 単位)
		要介護5	(576 単位)
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	(380 単位)
		要介護2	(436 単位)
		要介護3	(493 単位)
		要介護4	(548 単位)
		要介護5	(605 単位)
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	(558 単位)
		要介護2	(660 単位)
		要介護3	(761 単位)
		要介護4	(863 単位)
		要介護5	(964 単位)
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	(572 単位)
		要介護2	(676 単位)
		要介護3	(780 単位)
		要介護4	(884 単位)
		要介護5	(988 単位)
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	(645 単位)
		要介護2	(761 単位)
		要介護3	(883 単位)
		要介護4	(1,003 単位)
		要介護5	(1,124 単位)
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	(656 単位)
		要介護2	(775 単位)
		要介護3	(898 単位)
		要介護4	(1,021 単位)
		要介護5	(1,144 単位)
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	(350 単位)
		要介護2	(401 単位)
		要介護3	(453 単位)
		要介護4	(504 単位)
		要介護5	(556 単位)
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	(368 単位)
		要介護2	(422 単位)
		要介護3	(477 単位)
		要介護4	(530 単位)
		要介護5	(585 単位)
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	(533 単位)
		要介護2	(631 単位)
		要介護3	(728 単位)
		要介護4	(824 単位)
		要介護5	(921 単位)
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	(552 単位)
		要介護2	(654 単位)
		要介護3	(754 単位)
		要介護4	(854 単位)
		要介護5	(954 単位)
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	(617 単位)
		要介護2	(729 単位)
		要介護3	(844 単位)
		要介護4	(960 単位)
		要介護5	(1,076 単位)
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	(634 単位)
		要介護2	(749 単位)
		要介護3	(868 単位)
		要介護4	(987 単位)
		要介護5	(1,106 単位)
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	(338 単位)
		要介護2	(387 単位)
		要介護3	(438 単位)
		要介護4	(486 単位)
		要介護5	(537 単位)
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	(354 単位)
		要介護2	(406 単位)
		要介護3	(459 単位)
		要介護4	(510 単位)
		要介護5	(563 単位)
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	(514 単位)
		要介護2	(608 単位)
		要介護3	(702 単位)
		要介護4	(796 単位)
		要介護5	(890 単位)
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	(532 単位)
		要介護2	(629 単位)
		要介護3	(725 単位)
		要介護4	(823 単位)
		要介護5	(920 単位)
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	(595 単位)
		要介護2	(703 単位)
		要介護3	(814 単位)
		要介護4	(926 単位)
		要介護5	(1,038 単位)
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	(611 単位)
		要介護2	(722 単位)
		要介護3	(835 単位)
		要介護4	(950 単位)
		要介護5	(1,065 単位)

注	加算・減算
利用者の数が利用定員を超える場合 (又は)	×70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70/100
2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	×70/100 ((2) 4時間以上5時間未満 の各区分)
8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	((6) 8時間以上9時間未満 の各区分) 9時間以上10時間未満の場合 +50単位 / 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 / 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 / 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 / 13時間以上14時間未満の場合 +250単位
共生型通所介護を行う場合	指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 / 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 / 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 / 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100
生活相談員配置等加算	1日につき +13単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
入浴介助を行った場合	1日につき +50単位
中重度者ケア体制加算	1日につき +45単位
生活機能向上連携加算	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位
個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日につき +46単位
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1日につき +56単位
ADL維持等加算(Ⅰ)	1月につき +3単位
ADL維持等加算(Ⅱ)	1月につき +6単位
認知症加算	1日につき +60単位
若年性認知症利用者受入加算	1日につき +60単位
栄養改善加算	1回につき +150単位 (月2回を限度)
栄養スクリーニング加算	1回につき +5単位 (6月に1回を限度)
口腔機能向上加算	1回につき +150単位 (月2回を限度)
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	1日につき −94単位
事業所が送迎を行わない場合	片道につき −47単位

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)

ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×43/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

7　通所リハビリテーション費

基本部分				注 理学療法士等体制強化加算	注 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 リハビリテーション提供体制加算	注 重度療養管理加算
イ 通常規模の事業所の場合 病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1	(329 単位)	1日につき +30単位			
		要介護2	(358 単位)				
		要介護3	(388 単位)				
		要介護4	(417 単位)				
		要介護5	(448 単位)				
	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1	(343 単位)				1日につき +100単位
		要介護2	(398 単位)				
		要介護3	(455 単位)				
		要介護4	(510 単位)				
		要介護5	(566 単位)				
	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1	(444 単位)			3時間以上4時間未満の場合 +12単位	
		要介護2	(520 単位)				
		要介護3	(596 単位)				
		要介護4	(693 単位)				
		要介護5	(789 単位)				
	(4) 4時間以上5時間未満	要介護1	(508 単位)			4時間以上5時間未満の場合 +16単位	
		要介護2	(595 単位)				
		要介護3	(681 単位)				
		要介護4	(791 単位)				
		要介護5	(900 単位)				
	(5) 5時間以上6時間未満	要介護1	(576 単位)			5時間以上6時間未満の場合 +20単位	
		要介護2	(688 単位)				
		要介護3	(799 単位)				
		要介護4	(930 単位)				
		要介護5	(1,060 単位)				
	(6) 6時間以上7時間未満	要介護1	(667 単位)			6時間以上7時間未満の場合 +24単位	
		要介護2	(797 単位)				
		要介護3	(924 単位)				
		要介護4	(1,076 単位)				
		要介護5	(1,225 単位)				
	(7) 7時間以上8時間未満	要介護1	(712 単位)		8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +150単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	7時間以上の場合 +28単位	
		要介護2	(849 単位)				
		要介護3	(988 単位)				
		要介護4	(1,151 単位)				
		要介護5	(1,310 単位)				
介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1	(329 単位)	1日につき +30単位			
		要介護2	(358 単位)				
		要介護3	(388 単位)				
		要介護4	(417 単位)				
		要介護5	(448 単位)				
	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1	(343 単位)				1日につき +100単位
		要介護2	(398 単位)				
		要介護3	(455 単位)				
		要介護4	(510 単位)				
		要介護5	(566 単位)				
	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1	(444 単位)			3時間以上4時間未満の場合 +12単位	
		要介護2	(520 単位)				
		要介護3	(596 単位)				
		要介護4	(693 単位)				
		要介護5	(789 単位)				
	(4) 4時間以上5時間未満	要介護1	(508 単位)			4時間以上5時間未満の場合 +16単位	
		要介護2	(595 単位)				
		要介護3	(681 単位)				
		要介護4	(791 単位)				
		要介護5	(900 単位)				
	(5) 5時間以上6時間未満	要介護1	(576 単位)			5時間以上6時間未満の場合 +20単位	
		要介護2	(688 単位)				
		要介護3	(799 単位)				
		要介護4	(930 単位)				
		要介護5	(1,060 単位)				
	(6) 6時間以上7時間未満	要介護1	(667 単位)			6時間以上7時間未満の場合 +24単位	
		要介護2	(797 単位)				
		要介護3	(924 単位)				
		要介護4	(1,076 単位)				
		要介護5	(1,225 単位)				
	(7) 7時間以上8時間未満	要介護1	(712 単位)		8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +150単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	7時間以上の場合 +28単位	
		要介護2	(849 単位)				
		要介護3	(988 単位)				
		要介護4	(1,151 単位)				
		要介護5	(1,310 単位)				
介護医療院の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1	(329 単位)	1日につき +30単位			
		要介護2	(358 単位)				
		要介護3	(388 単位)				
		要介護4	(417 単位)				
		要介護5	(448 単位)				
	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1	(343 単位)				1日につき +100単位
		要介護2	(398 単位)				
		要介護3	(455 単位)				
		要介護4	(510 単位)				
		要介護5	(566 単位)				
	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1	(444 単位)			3時間以上4時間未満の場合 +12単位	
		要介護2	(520 単位)				
		要介護3	(596 単位)				
		要介護4	(693 単位)				
		要介護5	(789 単位)				
	(4) 4時間以上5時間未満	要介護1	(508 単位)			4時間以上5時間未満の場合 +16単位	
		要介護2	(595 単位)				
		要介護3	(681 単位)				
		要介護4	(791 単位)				
		要介護5	(900 単位)				
	(5) 5時間以上6時間未満	要介護1	(576 単位)			5時間以上6時間未満の場合 +20単位	
		要介護2	(688 単位)				
		要介護3	(799 単位)				
		要介護4	(930 単位)				
		要介護5	(1,060 単位)				
	(6) 6時間以上7時間未満	要介護1	(667 単位)			6時間以上7時間未満の場合 +24単位	
		要介護2	(797 単位)				
		要介護3	(924 単位)				
		要介護4	(1,076 単位)				
		要介護5	(1,225 単位)				
	(7) 7時間以上8時間未満	要介護1	(712 単位)		8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +150単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	7時間以上の場合 +28単位	
		要介護2	(849 単位)				
		要介護3	(988 単位)				
		要介護4	(1,151 単位)				
		要介護5	(1,310 単位)				

注（全区分共通）	単位数
利用者の数が利用定員を超える場合	×70/100
又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5／100
入浴介助を行った場合	1日につき +50単位
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	1月につき +330単位
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	同意日の属する月から6月以内 1月につき +850単位 同意日の属する月から6月超 1月につき +530単位
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）	同意日の属する月から6月以内 1月につき +1,120単位 同意日の属する月から6月超 1月につき +800単位
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）	同意日の属する月から6月以内 1月につき +1,220単位（3月に1回を限度） 同意日の属する月から6月超 1月につき +900単位（3月に1回を限度）
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき +110単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1日につき +240単位（週2日を限度）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1月につき +1,920単位
生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始日の属する月から3月以内（1月につき +2,000単位） 利用開始日の属する月から3月超6月以内（1月につき +1,000単位）
生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算（※）	減算対象月から6月以内 ×85／100
若年性認知症利用者受入加算	1日につき +60単位
栄養改善加算	1回につき +150単位（月2回を限度）
栄養スクリーニング加算	1回につき +5単位（6月に1回を限度）
口腔機能向上加算	1回につき +150単位（月2回を限度）
中重度者ケア体制加算	1日につき +20単位
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	1日につき −94単位
事業所が送迎を行わない場合	片道につき −47単位

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

H30.1.26時点の案

基本部分

ロ　大規模の事業所（Ⅰ）の場合

施設	区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
病院又は診療所の場合	（1）1時間以上2時間未満	（323 単位）	（354 単位）	（382 単位）	（411 単位）	（441 単位）
病院又は診療所の場合	（2）2時間以上3時間未満	（337 単位）	（392 単位）	（448 単位）	（502 単位）	（558 単位）
病院又は診療所の場合	（3）3時間以上4時間未満	（437 単位）	（512 単位）	（587 単位）	（682 単位）	（777 単位）
病院又は診療所の場合	（4）4時間以上5時間未満	（498 単位）	（583 単位）	（667 単位）	（774 単位）	（882 単位）
病院又は診療所の場合	（5）5時間以上6時間未満	（556 単位）	（665 単位）	（772 単位）	（899 単位）	（1,024 単位）
病院又は診療所の場合	（6）6時間以上7時間未満	（650 単位）	（777 単位）	（902 単位）	（1,049 単位）	（1,195 単位）
病院又は診療所の場合	（7）7時間以上8時間未満	（688 単位）	（820 単位）	（955 単位）	（1,111 単位）	（1,267 単位）
介護老人保健施設の場合	（1）1時間以上2時間未満	（323 単位）	（354 単位）	（382 単位）	（411 単位）	（441 単位）
介護老人保健施設の場合	（2）2時間以上3時間未満	（337 単位）	（392 単位）	（448 単位）	（502 単位）	（558 単位）
介護老人保健施設の場合	（3）3時間以上4時間未満	（437 単位）	（512 単位）	（587 単位）	（682 単位）	（777 単位）
介護老人保健施設の場合	（4）4時間以上5時間未満	（498 単位）	（583 単位）	（667 単位）	（774 単位）	（882 単位）
介護老人保健施設の場合	（5）5時間以上6時間未満	（556 単位）	（665 単位）	（772 単位）	（899 単位）	（1,024 単位）
介護老人保健施設の場合	（6）6時間以上7時間未満	（650 単位）	（777 単位）	（902 単位）	（1,049 単位）	（1,195 単位）
介護老人保健施設の場合	（7）7時間以上8時間未満	（688 単位）	（820 単位）	（955 単位）	（1,111 単位）	（1,267 単位）
介護医療院の場合	（1）1時間以上2時間未満	（323 単位）	（354 単位）	（382 単位）	（411 単位）	（441 単位）
介護医療院の場合	（2）2時間以上3時間未満	（337 単位）	（392 単位）	（448 単位）	（502 単位）	（558 単位）
介護医療院の場合	（3）3時間以上4時間未満	（437 単位）	（512 単位）	（587 単位）	（682 単位）	（777 単位）
介護医療院の場合	（4）4時間以上5時間未満	（498 単位）	（583 単位）	（667 単位）	（774 単位）	（882 単位）
介護医療院の場合	（5）5時間以上6時間未満	（556 単位）	（665 単位）	（772 単位）	（899 単位）	（1,024 単位）
介護医療院の場合	（6）6時間以上7時間未満	（650 単位）	（777 単位）	（902 単位）	（1,049 単位）	（1,195 単位）
介護医療院の場合	（7）7時間以上8時間未満	（688 単位）	（820 単位）	（955 単位）	（1,111 単位）	（1,267 単位）

時間区分ごとの加算（各施設共通）

区分	注 理学療法士等体制強化加算	注 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 リハビリテーション提供体制加算	注 重度療養管理加算
（1）1時間以上2時間未満	1日につき＋30単位			
（2）2時間以上3時間未満				1日につき＋100単位
（3）3時間以上4時間未満			3時間以上4時間未満の場合　＋12単位	1日につき＋100単位
（4）4時間以上5時間未満			4時間以上5時間未満の場合　＋16単位	1日につき＋100単位
（5）5時間以上6時間未満			5時間以上6時間未満の場合　＋20単位	1日につき＋100単位
（6）6時間以上7時間未満			6時間以上7時間未満の場合　＋24単位	1日につき＋100単位
（7）7時間以上8時間未満		8時間以上9時間未満の場合　＋50単位 9時間以上10時間未満の場合　＋100単位 10時間以上11時間未満の場合　＋150単位 11時間以上12時間未満の場合　＋200単位 12時間以上13時間未満の場合　＋250単位 13時間以上14時間未満の場合　＋300単位	7時間以上の場合　＋28単位	1日につき＋100単位

全区分共通の加減算

注	内容
利用者の数が利用定員を超える場合	×70/100
又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	＋5／100
入浴介助を行った場合	1日につき＋50単位
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	1月につき＋330単位
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	同意日の属する月から6月以内 1月につき＋850単位 同意日の属する月から6月超 1月につき＋530単位
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）	同意日の属する月から6月以内 1月につき＋1,120単位 同意日の属する月から6月超 1月につき＋800単位
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）	同意日の属する月から6月以内 1月につき＋1,220単位（3月に1回を限度） 同意日の属する月から6月超 1月につき＋900単位（3月に1回を限度）
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき＋110単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1日につき＋240単位（週2日を限度）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1月につき＋1,920単位
生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始日の属する月から3月以内（1月につき＋2,000単位） 利用開始日の属する月から3月超6月以内（1月につき＋1,000単位）
生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算（※）	減算 対象月から6月以内 ×85／100
若年性認知症利用者受入加算	1日につき＋60単位
栄養改善加算	1回につき＋150単位（月2回を限度）
栄養スクリーニング加算	1回につき＋5単位（6月に1回を限度）
口腔機能向上加算	1回につき＋150単位（月2回を限度）
中重度者ケア体制加算	1日につき＋20単位
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	1日につき－94単位
事業所が送迎を行わない場合	片道につき－47単位

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

H30.1.26時点の案

基本部分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ハ 大規模の事業所（Ⅱ）の場合 病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	316 単位	346 単位	373 単位	402 単位	430 単位
	(2) 2時間以上3時間未満	330 単位	384 単位	437 単位	491 単位	544 単位
	(3) 3時間以上4時間未満	426 単位	500 単位	573 単位	666 単位	759 単位
	(4) 4時間以上5時間未満	480 単位	563 単位	645 単位	749 単位	853 単位
	(5) 5時間以上6時間未満	537 単位	643 単位	746 単位	870 単位	991 単位
	(6) 6時間以上7時間未満	626 単位	750 単位	870 単位	1,014 単位	1,155 単位
	(7) 7時間以上8時間未満	664 単位	793 単位	922 単位	1,075 単位	1,225 単位
介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満	316 単位	346 単位	373 単位	402 単位	430 単位
	(2) 2時間以上3時間未満	330 単位	384 単位	437 単位	491 単位	544 単位
	(3) 3時間以上4時間未満	426 単位	500 単位	573 単位	666 単位	759 単位
	(4) 4時間以上5時間未満	480 単位	563 単位	645 単位	749 単位	853 単位
	(5) 5時間以上6時間未満	537 単位	643 単位	746 単位	870 単位	991 単位
	(6) 6時間以上7時間未満	626 単位	750 単位	870 単位	1,014 単位	1,155 単位
	(7) 7時間以上8時間未満	664 単位	793 単位	922 単位	1,075 単位	1,225 単位
介護医療院の場合	(1) 1時間以上2時間未満	316 単位	346 単位	373 単位	402 単位	430 単位
	(2) 2時間以上3時間未満	330 単位	384 単位	437 単位	491 単位	544 単位
	(3) 3時間以上4時間未満	426 単位	500 単位	573 単位	666 単位	759 単位
	(4) 4時間以上5時間未満	480 単位	563 単位	645 単位	749 単位	853 単位
	(5) 5時間以上6時間未満	537 単位	643 単位	746 単位	870 単位	991 単位
	(6) 6時間以上7時間未満	626 単位	750 単位	870 単位	1,014 単位	1,155 単位
	(7) 7時間以上8時間未満	664 単位	793 単位	922 単位	1,075 単位	1,225 単位

注	内容
利用者の数が利用定員を超える場合	×70/100
又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70/100
理学療法士等体制強化加算	1日につき ＋30単位（各施設区分の(1)）
7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合（各施設区分の(7)）	8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位 4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位 5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位 6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位 7時間以上の場合 ＋28単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	＋5／100
入浴介助を行った場合	1日につき ＋50単位
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	1月につき ＋330単位
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋850単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋530単位
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）	同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋1,120単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋800単位
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）	同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋1,220単位（3月に1回を限度） 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋900単位（3月に1回を限度）
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき ＋110単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1日につき ＋240単位（週2日を限度）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1月につき ＋1,920単位
生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始日の属する月から3月以内（1月につき＋2,000単位） 利用開始日の属する月から3月超6月以内（1月につき＋1,000単位）
生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算（※）	減算 対象月から6月以内 ×85／100
若年性認知症利用者受入加算	1日につき ＋60単位
栄養改善加算	1回につき ＋150単位（月2回を限度）
栄養スクリーニング加算	1回につき ＋5単位（6月に1回を限度）
口腔機能向上加算	1回につき ＋150単位（月2回を限度）
重度療養管理加算	1日につき ＋100単位（各施設区分の(2)～(7)）
中重度者ケア体制加算	1日につき ＋20単位
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	1日につき －94単位
事業所が送迎を行わない場合	片道につき －47単位

ニ 社会参加支援加算 （1日につき 12単位を加算）

ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1回につき 18単位を加算）	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ（1回につき 12単位を加算）	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき 6単位を加算）	
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×47／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×34／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×19／1000）	
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋(3)の90／100）	
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき ＋(3)の80／100）	

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

H30.1.26時点の案

8 短期入所生活介護費

基本部分

区分	種類	類型	要介護度	単位
イ 短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	625 単位
			要介護2	693 単位
			要介護3	763 単位
			要介護4	831 単位
			要介護5	897 単位
		(二) 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1	625 単位
			要介護2	693 単位
			要介護3	763 単位
			要介護4	831 単位
			要介護5	897 単位
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要介護1	584 単位
			要介護2	652 単位
			要介護3	722 単位
			要介護4	790 単位
			要介護5	856 単位
		(二) 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1	584 単位
			要介護2	652 単位
			要介護3	722 単位
			要介護4	790 単位
			要介護5	856 単位
ロ ユニット型短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉	要介護1	723 単位
			要介護2	790 単位
			要介護3	863 単位
			要介護4	930 単位
			要介護5	997 単位
		(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈ユニット型個室的多床室〉	要介護1	723 単位
			要介護2	790 単位
			要介護3	863 単位
			要介護4	930 単位
			要介護5	997 単位
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉	要介護1	682 単位
			要介護2	749 単位
			要介護3	822 単位
			要介護4	889 単位
			要介護5	956 単位
		(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅱ）〈ユニット型個室的多床室〉	要介護1	682 単位
			要介護2	749 単位
			要介護3	822 単位
			要介護4	889 単位
			要介護5	956 単位

注（加減算）

注	適用区分	単位
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	イ・ロ	×97／100
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は	イ・ロ	×70／100
介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	イ・ロ	×70／100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	ロ	×97／100
共生型短期入所生活介護を行う場合	イ(2)	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100
生活相談員配置等加算	イ(2)	1日につき ＋13単位
生活機能向上連携加算	イ・ロ	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位
専従の機能訓練指導員を配置している場合	イ・ロ	1日につき ＋12単位
個別機能訓練加算	イ・ロ	1日につき ＋56単位
看護体制加算（Ⅰ）	イ・ロ	1日につき ＋4単位
看護体制加算（Ⅱ）	イ・ロ	1日につき ＋8単位
看護体制加算（Ⅲ）	イ・ロ	1日につき 利用定員29人以下 ＋12単位 利用定員30人以上50人以下 ＋6単位
看護体制加算（Ⅳ）	イ・ロ	1日につき 利用定員29人以下 ＋23単位 利用定員30人以上50人以下 ＋13単位
医療連携強化加算	イ・ロ	1日につき ＋58単位
夜勤職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	イ	1日につき ＋13単位
	ロ	1日につき ＋18単位
夜勤職員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	イ	1日につき ＋15単位
	ロ	1日につき ＋20単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算	イ・ロ	1日につき ＋200単位（7日間を限度）
若年性認知症利用者受入加算	イ・ロ	1日につき ＋120単位
利用者に対して送迎を行う場合	イ・ロ	片道につき ＋184単位
緊急短期入所受入加算	イ・ロ	1日につき ＋90単位（7日間を限度）
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合	イ・ロ	1日につき −30単位

区分	内容
ハ 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））
ニ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している場合（1日につき 421単位を加算）
	(2) 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定している場合（1日につき 417単位を加算）
	(3) (1)(2)いずれの看護体制加算も算定している場合（1日につき 413単位を加算）
	(4) 看護体制加算を算定していない場合（1日につき 425単位を加算）
ホ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき 3単位を加算）
	(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき 4単位を加算）
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1日につき 18単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ（1日につき 12単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 6単位を加算）
	(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 6単位を加算）
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×83/1000）
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×60/1000）
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×33/1000）
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋(3)の90/100）
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき ＋(3)の80/100）

注
所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

（破線枠）：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分				注 改動を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアに対する体制が未整備である場合	注 夜勤職員配置加算	注 個別リハビリテーション実施加算	注 認知症ケア加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 重度療養管理加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【基本型】	療介護1 (753 単位)	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	+24単位	+240単位	+76単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	1日につき +120単位 (療介護4・5に限る)	1日につき +34単位	1日につき +46単位	片道につき +184単位
			療介護2 (798 単位)														
			療介護3 (859 単位)														
			療介護4 (911 単位)														
			療介護5 (962 単位)														
		b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	療介護1 (794 単位)														
			療介護2 (865 単位)														
			療介護3 (927 単位)														
			療介護4 (983 単位)														
			療介護5 (1,039 単位)														
		c 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【基本型】	療介護1 (826 単位)														
			療介護2 (874 単位)														
			療介護3 (935 単位)														
			療介護4 (986 単位)														
			療介護5 (1,039 単位)														
		d 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	療介護1 (873 単位)														
			療介護2 (947 単位)														
			療介護3 (1,009 単位)														
			療介護4 (1,065 単位)														
			療介護5 (1,120 単位)														
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	療介護1 (778 単位)														
			療介護2 (859 単位)														
			療介護3 (972 単位)														
			療介護4 (1,048 単位)														
			療介護5 (1,122 単位)														
		b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞【療養型】	療介護1 (855 単位)														
			療介護2 (937 単位)														
			療介護3 (1,051 単位)														
			療介護4 (1,126 単位)														
			療介護5 (1,200 単位)														
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	療介護1 (775 単位)														
			療介護2 (853 単位)														
			療介護3 (946 単位)														
			療介護4 (1,021 単位)														
			療介護5 (1,095 単位)														
		b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞【療養型】	療介護1 (855 単位)														
			療介護2 (931 単位)														
			療介護3 (1,024 単位)														
			療介護4 (1,098 単位)														
			療介護5 (1,173 単位)														
	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜特別介護老人保健施設短期入所療養介護費＞	a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	療介護1 (729 単位)														
			療介護2 (783 単位)														
			療介護3 (843 単位)														
			療介護4 (894 単位)														
			療介護5 (944 単位)														
		b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	療介護1 (811 単位)														
			療介護2 (858 単位)														
			療介護3 (917 単位)														
			療介護4 (967 単位)														
			療介護5 (1,019 単位)														
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【基本型】	療介護1 (832 単位)						+240単位								
			療介護2 (877 単位)														
			療介護3 (939 単位)														
			療介護4 (992 単位)														
			療介護5 (1,043 単位)														
		b ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	療介護1 (877 単位)														
			療介護2 (951 単位)														
			療介護3 (1,013 単位)														
			療介護4 (1,069 単位)														
			療介護5 (1,124 単位)														
		c ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型個室的多床室＞【基本型】	療介護1 (832 単位)														
			療介護2 (877 単位)														
			療介護3 (939 単位)														
			療介護4 (992 単位)														
			療介護5 (1,043 単位)														
		d ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニット型個室的多床室＞【在宅強化型】	療介護1 (877 単位)														
			療介護2 (951 単位)														
			療介護3 (1,013 単位)														
			療介護4 (1,069 単位)														
			療介護5 (1,124 単位)														
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	療介護1 (940 単位)														
			療介護2 (1,021 単位)														
			療介護3 (1,134 単位)														
			療介護4 (1,210 単位)														
			療介護5 (1,284 単位)														
		b ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室的多床室＞【療養型】	療介護1 (940 単位)														
			療介護2 (1,021 単位)														
			療介護3 (1,134 単位)														
			療介護4 (1,210 単位)														
			療介護5 (1,284 単位)														
	(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	療介護1 (940 単位)														
			療介護2 (1,015 単位)														
			療介護3 (1,108 単位)														
			療介護4 (1,183 単位)														
			療介護5 (1,257 単位)														
		b ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室的多床室＞【療養型】	療介護1 (940 単位)														
			療介護2 (1,015 単位)														
			療介護3 (1,108 単位)														
			療介護4 (1,183 単位)														
			療介護5 (1,257 単位)														
	(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費＞	a ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞	療介護1 (816 単位)														
			療介護2 (861 単位)														
			療介護3 (921 単位)														
			療介護4 (973 単位)														
			療介護5 (1,023 単位)														
		b ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室的多床室＞	療介護1 (816 単位)														
			療介護2 (861 単位)														
			療介護3 (921 単位)														
			療介護4 (973 単位)														
			療介護5 (1,023 単位)														
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満		(654 単位)						+240単位				+60単位	+80単位 (療介護4・5に限る)			
	(二) 4時間以上6時間未満		(905 単位)														
	(三) 6時間以上8時間未満		(1,257 単位)														

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) (二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)
(4) 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定) (二) 特定治療
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×39／1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×29／1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×16／1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(三)の90／100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき ＋(三)の80／100)

注
所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分

区分			要介護度	単位数
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	(691 単位)
			要介護2	(794 単位)
			要介護3	(1,017 単位)
			要介護4	(1,112 単位)
			要介護5	(1,197 単位)
		b.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)<療養機能強化型A><従来型個室>	要介護1	(719 単位)
			要介護2	(827 単位)
			要介護3	(1,060 単位)
			要介護4	(1,159 単位)
			要介護5	(1,248 単位)
		c.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ)<療養機能強化型B><従来型個室>	要介護1	(709 単位)
			要介護2	(815 単位)
			要介護3	(1,045 単位)
			要介護4	(1,142 単位)
			要介護5	(1,230 単位)
		d.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅳ)<多床室>	要介護1	(795 単位)
			要介護2	(898 単位)
			要介護3	(1,121 単位)
			要介護4	(1,216 単位)
			要介護5	(1,301 単位)
		e.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅴ)<療養機能強化型A><多床室>	要介護1	(828 単位)
			要介護2	(936 単位)
			要介護3	(1,169 単位)
			要介護4	(1,268 単位)
			要介護5	(1,357 単位)
		f.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅵ)<療養機能強化型B><多床室>	要介護1	(816 単位)
			要介護2	(923 単位)
			要介護3	(1,152 単位)
			要介護4	(1,249 単位)
			要介護5	(1,337 単位)
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	(636 単位)
			要介護2	(739 単位)
			要介護3	(891 単位)
			要介護4	(1,037 単位)
			要介護5	(1,077 単位)
		b.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)<療養機能強化型><従来型個室>	要介護1	(651 単位)
			要介護2	(757 単位)
			要介護3	(912 単位)
			要介護4	(1,062 単位)
			要介護5	(1,103 単位)
		c.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ)<多床室>	要介護1	(741 単位)
			要介護2	(844 単位)
			要介護3	(995 単位)
			要介護4	(1,142 単位)
			要介護5	(1,181 単位)
		d.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅳ)<療養機能強化型><多床室>	要介護1	(759 単位)
			要介護2	(864 単位)
			要介護3	(1,019 単位)
			要介護4	(1,169 単位)
			要介護5	(1,209 単位)
	(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	(614 単位)
			要介護2	(720 単位)
			要介護3	(863 単位)
			要介護4	(1,012 単位)
			要介護5	(1,051 単位)
		b.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	(720 単位)
			要介護2	(825 単位)
			要介護3	(969 単位)
			要介護4	(1,118 単位)
			要介護5	(1,157 単位)
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	(700 単位)
			要介護2	(804 単位)
			要介護3	(947 単位)
			要介護4	(1,033 単位)
			要介護5	(1,120 単位)
		b.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	(805 単位)
			要介護2	(910 単位)
			要介護3	(1,052 単位)
			要介護4	(1,139 単位)
			要介護5	(1,225 単位)
	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<8:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	(700 単位)
			要介護2	(804 単位)
			要介護3	(907 単位)
			要介護4	(994 単位)
			要介護5	(1,080 単位)
		b.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	(805 単位)
			要介護2	(910 単位)
			要介護3	(1,012 単位)
			要介護4	(1,098 単位)
			要介護5	(1,186 単位)
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>		要介護1	(817 単位)
			要介護2	(920 単位)
			要介護3	(1,143 単位)
			要介護4	(1,238 単位)
			要介護5	(1,323 単位)
	(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>		要介護1	(845 単位)
			要介護2	(953 単位)
			要介護3	(1,186 単位)
			要介護4	(1,285 単位)
			要介護5	(1,374 単位)
	(三)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>		要介護1	(835 単位)
			要介護2	(941 単位)
			要介護3	(1,171 単位)
			要介護4	(1,268 単位)
			要介護5	(1,356 単位)
	(四)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型個室的多床室>		要介護1	(817 単位)
			要介護2	(920 単位)
			要介護3	(1,143 単位)
			要介護4	(1,238 単位)
			要介護5	(1,323 単位)
	(五)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型個室的多床室>		要介護1	(845 単位)
			要介護2	(953 単位)
			要介護3	(1,186 単位)
			要介護4	(1,285 単位)
			要介護5	(1,374 単位)
	(六)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型個室的多床室>		要介護1	(835 単位)
			要介護2	(941 単位)
			要介護3	(1,171 単位)
			要介護4	(1,268 単位)
			要介護5	(1,356 単位)
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>		要介護1	(817 単位)
			要介護2	(920 単位)
			要介護3	(1,056 単位)
			要介護4	(1,141 単位)
			要介護5	(1,226 単位)
	(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型個室的多床室>		要介護1	(817 単位)
			要介護2	(920 単位)
			要介護3	(1,056 単位)
			要介護4	(1,141 単位)
			要介護5	(1,226 単位)
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満		(654 単位)
		(二) 4時間以上6時間未満		(905 単位)
		(三) 6時間以上8時間未満		(1,257 単位)

注

注	加算・減算
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	−25単位
利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合 又は	×70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	×70/100 [(1)(一)(二)を除く]; ×70/100 [(2)〜(4)]
看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	×90/100 [(1)(一)(二)を除く]; ×90/100 [(2)〜(4)]
僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	−12単位
僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	×90/100 [(1)(一)(二)を除く]; ×90/100 [(2)〜(4)]
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	×97/100 [(3)(4)]
廊下幅が設備基準を満たさない場合	病院療養病床療養環境減算 −25単位
医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	−12単位
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) +7単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算	+200単位(7日間を限度)
緊急短期入所受入加算	+90単位(7日間を限度)
若年性認知症利用者受入加算	+120単位 [(1)〜(4)]; +60単位 [(5)]
利用者に対して送迎を行う場合	片道につき +184単位

(6) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(7) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)(1日につき 4単位を加算)
(8) 特定診療費	
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ(1日につき 18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ(1日につき 12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1日につき 6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1日につき 6単位を加算)
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき +所定単位×26/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき +所定単位×19/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき +所定単位×10/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(1月につき +(三)の90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1月につき +(三)の80/100)

注
所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計

（点線枠）：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

H30.1.26時点の案

ハ　診療所における短期入所療養介護費

基本部分					注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所短期入所療養介護費(ⅰ)<＜従来型個室＞	要介護1	(673 単位)	×70/100		診療所設備基準減算 −60単位	−25単位	＋200単位（7日間を限度）	＋90単位（7日間を限度）	＋120単位	片道につき ＋184単位
			要介護2	(722 単位)								
			要介護3	(770 単位)								
			要介護4	(818 単位)								
			要介護5	(867 単位)								
		b.診療所短期入所療養介護費(ⅱ)<＜療養機能強化型A＞<＜従来型個室＞	要介護1	(700 単位)								
			要介護2	(752 単位)								
			要介護3	(802 単位)								
			要介護4	(852 単位)								
			要介護5	(903 単位)								
		c.診療所短期入所療養介護費(ⅲ)<＜療養機能強化型B＞<＜従来型個室＞	要介護1	(691 単位)								
			要介護2	(741 単位)								
			要介護3	(791 単位)								
			要介護4	(840 単位)								
			要介護5	(890 単位)								
		d.診療所短期入所療養介護費(ⅳ)<＜多床室＞	要介護1	(777 単位)								
			要介護2	(825 単位)								
			要介護3	(875 単位)								
			要介護4	(922 単位)								
			要介護5	(971 単位)								
		e.診療所短期入所療養介護費(ⅴ)<＜療養機能強化型A＞<＜多床室＞	要介護1	(809 単位)								
			要介護2	(860 単位)								
			要介護3	(911 単位)								
			要介護4	(961 単位)								
			要介護5	(1,012 単位)								
		f.診療所短期入所療養介護費(ⅵ)<＜療養機能強化型B＞<＜多床室＞	要介護1	(798 単位)								
			要介護2	(848 単位)								
			要介護3	(898 単位)								
			要介護4	(947 単位)								
			要介護5	(998 単位)								
	(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所短期入所療養介護費(ⅰ)<＜従来型個室＞	要介護1	(596 単位)								
			要介護2	(640 単位)								
			要介護3	(683 単位)								
			要介護4	(728 単位)								
			要介護5	(771 単位)								
		b.診療所短期入所療養介護費(ⅱ)<＜多床室＞	要介護1	(702 単位)								
			要介護2	(745 単位)								
			要介護3	(789 単位)								
			要介護4	(832 単位)								
			要介護5	(876 単位)								
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）	(一)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)<＜ユニット型個室＞		要介護1	(798 単位)		×97／100						
			要介護2	(847 単位)								
			要介護3	(895 単位)								
			要介護4	(943 単位)								
			要介護5	(992 単位)								
	(二)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)<＜療養機能強化型A＞<＜ユニット型個室＞		要介護1	(825 単位)								
			要介護2	(877 単位)								
			要介護3	(927 単位)								
			要介護4	(977 単位)								
			要介護5	(1,028 単位)								
	(三)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)<＜療養機能強化型B＞<＜ユニット型個室＞		要介護1	(816 単位)								
			要介護2	(866 単位)								
			要介護3	(916 単位)								
			要介護4	(965 単位)								
			要介護5	(1,015 単位)								
	(四)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)<＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1	(798 単位)								
			要介護2	(847 単位)								
			要介護3	(895 単位)								
			要介護4	(943 単位)								
			要介護5	(992 単位)								
	(五)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)<＜療養機能強化型A＞<＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1	(825 単位)								
			要介護2	(877 単位)								
			要介護3	(927 単位)								
			要介護4	(977 単位)								
			要介護5	(1,028 単位)								
	(六)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)<＜療養機能強化型B＞<＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1	(816 単位)								
			要介護2	(866 単位)								
			要介護3	(916 単位)								
			要介護4	(965 単位)								
			要介護5	(1,015 単位)								
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満			(654 単位)							＋60単位	
	(二) 4時間以上6時間未満			(905 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満			(1,257 単位)								

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)（1日につき 3単位を加算）
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)（1日につき 4単位を加算）
(6) 特定診療費	
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ（1日につき 18単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ（1日につき 12単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（1日につき 6単位を加算）
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)（1日につき 6単位を加算）
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)（1月につき ＋所定単位×26／1000）
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)（1月につき ＋所定単位×19／1000）
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)（1月につき ＋所定単位×10／1000）
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)（1月につき ＋(三)の90／100）
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)（1月につき ＋(三)の80／100）

注
所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

二　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分					注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	又は	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又は	注 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は	注 僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 緊急短期入所受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (1,017 単位)	×70／100		×70／100		×90／100		－12単位		×90／100	×97／100	＋90単位（7日間を限度）	片道につき＋184単位
				要介護2 (1,081 単位)												
				要介護3 (1,145 単位)												
				要介護4 (1,209 単位)												
				要介護5 (1,273 単位)												
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (1,122 単位)												
				要介護2 (1,187 単位)												
				要介護3 (1,250 単位)												
				要介護4 (1,315 単位)												
				要介護5 (1,378 単位)												
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (962 単位)												
				要介護2 (1,029 単位)												
				要介護3 (1,097 単位)												
				要介護4 (1,164 単位)												
				要介護5 (1,230 単位)												
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (1,068 単位)												
				要介護2 (1,135 単位)												
				要介護3 (1,201 単位)												
				要介護4 (1,270 単位)												
				要介護5 (1,336 単位)												
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (934 単位)												
				要介護2 (1,000 単位)												
				要介護3 (1,065 単位)												
				要介護4 (1,130 単位)												
				要介護5 (1,195 単位)												
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (1,040 単位)												
				要介護2 (1,105 単位)												
				要介護3 (1,171 単位)												
				要介護4 (1,236 単位)												
				要介護5 (1,300 単位)												
		(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (919 単位)			×70／100		×90／100				×90／100			
				要介護2 (983 単位)												
				要介護3 (1,047 単位)												
				要介護4 (1,111 単位)												
				要介護5 (1,175 単位)												
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (1,024 単位)												
				要介護2 (1,089 単位)												
				要介護3 (1,152 単位)												
				要介護4 (1,217 単位)												
				要介護5 (1,280 単位)												
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (860 単位)												
				要介護2 (924 単位)												
				要介護3 (988 単位)												
				要介護4 (1,052 単位)												
				要介護5 (1,116 単位)												
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (966 単位)												
				要介護2 (1,029 単位)												
				要介護3 (1,094 単位)												
				要介護4 (1,158 単位)												
				要介護5 (1,221 単位)												
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（1日につき）		(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>		要介護1 (767 単位)			×70／100		×90／100				×90／100			
				要介護2 (830 単位)												
				要介護3 (895 単位)												
				要介護4 (959 単位)												
				要介護5 (1,023 単位)												
		(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>		要介護1 (873 単位)												
				要介護2 (936 単位)												
				要介護3 (1,000 単位)												
				要介護4 (1,065 単位)												
				要介護5 (1,128 単位)												
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 (1,143 単位)												
				要介護2 (1,207 単位)												
				要介護3 (1,271 単位)												
				要介護4 (1,335 単位)												
				要介護5 (1,399 単位)												
			b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>	要介護1 (1,143 単位)												
				要介護2 (1,207 単位)												
				要介護3 (1,271 単位)												
				要介護4 (1,335 単位)												
				要介護5 (1,399 単位)												
	一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	aユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 (1,088 単位)												
				要介護2 (1,155 単位)												
				要介護3 (1,223 単位)												
				要介護4 (1,290 単位)												
				要介護5 (1,356 単位)												
			b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>	要介護1 (1,088 単位)												
				要介護2 (1,155 単位)												
				要介護3 (1,223 単位)												
				要介護4 (1,290 単位)												
				要介護5 (1,356 単位)												
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (654 単位)															
	(二) 4時間以上6時間未満 (905 単位)															
	(三) 6時間以上8時間未満 (1,257 単位)															

(5) 療養食加算　（1回につき　8単位を加算（1日に3回を限度））

(6) 特定診療費

(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ（1日につき　18単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ（1日につき　12単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（1日につき　6単位を加算）
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)（1日につき　6単位を加算）

(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)（1月につき　＋所定単位×26／1000）	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)（1月につき　＋所定単位×19／1000）	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)（1月につき　＋所定単位×10／1000）	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)（1月につき　＋(三)の90／100）	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)（1月につき　＋(三)の80／100）	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

ホ　介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分				
(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅰ）	a. Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	(744 単位)
			要介護2	(852 単位)
			要介護3	(1,085 単位)
			要介護4	(1,184 単位)
			要介護5	(1,273 単位)
		b. Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	(853 単位)
			要介護2	(961 単位)
			要介護3	(1,194 単位)
			要介護4	(1,293 単位)
			要介護5	(1,382 単位)
	(二) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）	a. Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	(734 単位)
			要介護2	(840 単位)
			要介護3	(1,070 単位)
			要介護4	(1,167 単位)
			要介護5	(1,255 単位)
		b. Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	(841 単位)
			要介護2	(948 単位)
			要介護3	(1,177 単位)
			要介護4	(1,274 単位)
			要介護5	(1,362 単位)
	(三) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅲ）	a. Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	(718 単位)
			要介護2	(824 単位)
			要介護3	(1,054 単位)
			要介護4	(1,151 単位)
			要介護5	(1,239 単位)
		b. Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	(825 単位)
			要介護2	(932 単位)
			要介護3	(1,161 単位)
			要介護4	(1,258 単位)
			要介護5	(1,346 単位)
(2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅰ）	a. Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	(699 単位)
			要介護2	(793 単位)
			要介護3	(997 単位)
			要介護4	(1,084 単位)
			要介護5	(1,162 単位)
		b. Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	(808 単位)
			要介護2	(902 単位)
			要介護3	(1,106 単位)
			要介護4	(1,193 単位)
			要介護5	(1,271 単位)
	(二) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）	a. Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	(683 単位)
			要介護2	(777 単位)
			要介護3	(981 単位)
			要介護4	(1,068 単位)
			要介護5	(1,146 単位)
		b. Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	(792 単位)
			要介護2	(886 単位)
			要介護3	(1,090 単位)
			要介護4	(1,177 単位)
			要介護5	(1,255 単位)
	(三) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅲ）	a. Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	(672 単位)
			要介護2	(766 単位)
			要介護3	(970 単位)
			要介護4	(1,057 単位)
			要介護5	(1,135 単位)
		b. Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	(781 単位)
			要介護2	(875 単位)
			要介護3	(1,079 単位)
			要介護4	(1,166 単位)
			要介護5	(1,244 単位)
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a. Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	(685 単位)
			要介護2	(785 単位)
			要介護3	(1,004 単位)
			要介護4	(1,096 単位)
			要介護5	(1,180 単位)
		b. Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	(786 単位)
			要介護2	(888 単位)
			要介護3	(1,105 単位)
			要介護4	(1,198 単位)
			要介護5	(1,281 単位)
	(二) Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a. Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1	(640 単位)
			要介護2	(730 単位)
			要介護3	(924 単位)
			要介護4	(1,007 単位)
			要介護5	(1,081 単位)
		b. Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	(744 単位)
			要介護2	(834 単位)
			要介護3	(1,028 単位)
			要介護4	(1,110 単位)
			要介護5	(1,184 単位)
(4) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅰ）	a. ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1	(870 単位)
			要介護2	(978 単位)
			要介護3	(1,211 単位)
			要介護4	(1,310 単位)
			要介護5	(1,399 単位)
		b. ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1	(870 単位)
			要介護2	(978 単位)
			要介護3	(1,211 単位)
			要介護4	(1,310 単位)
			要介護5	(1,399 単位)
	(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）	a. ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1	(860 単位)
			要介護2	(966 単位)
			要介護3	(1,196 単位)
			要介護4	(1,293 単位)
			要介護5	(1,381 単位)
		b. ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1	(860 単位)
			要介護2	(966 単位)
			要介護3	(1,196 単位)
			要介護4	(1,293 単位)
			要介護5	(1,381 単位)
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞		要介護1	(869 単位)
			要介護2	(969 単位)
			要介護3	(1,185 単位)
			要介護4	(1,277 単位)
			要介護5	(1,360 単位)
	(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1	(869 単位)
			要介護2	(969 単位)
			要介護3	(1,185 単位)
			要介護4	(1,277 単位)
			要介護5	(1,360 単位)
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a. ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1	(820 単位)
			要介護2	(920 単位)
			要介護3	(1,139 単位)
			要介護4	(1,231 単位)
			要介護5	(1,314 単位)
		b. ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1	(820 単位)
			要介護2	(920 単位)
			要介護3	(1,139 単位)
			要介護4	(1,231 単位)
			要介護5	(1,314 単位)
	(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	a. ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1	(828 単位)
			要介護2	(923 単位)
			要介護3	(1,128 単位)
			要介護4	(1,216 単位)
			要介護5	(1,294 単位)
		b. ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1	(828 単位)
			要介護2	(923 単位)
			要介護3	(1,128 単位)
			要介護4	(1,216 単位)
			要介護5	(1,294 単位)
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満		(654 単位)
		(二) 4時間以上6時間未満		(905 単位)
		(三) 6時間以上8時間未満		(1,257 単位)

基本部分	注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所者の定員を超える場合 又は	注 医師、薬剤師、看護職員、介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 療養環境の基準（廊下）を満たさない場合	注 療養環境の基準（療養室）を満たさない場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1)				×90／100								
(2)												
(3)	−25単位	×70／100	×70／100	×90／100		−25単位	−25単位	夜間勤務等看護（Ⅰ）＋23単位 夜間勤務等看護（Ⅱ）＋14単位 夜間勤務等看護（Ⅲ）＋14単位 夜間勤務等看護（Ⅳ）＋7単位	＋200単位（7日間を限度）	＋90単位（7日間を限度）	＋120単位	片道につき＋184単位
(4)				×90／100								
(5)					×97／100							
(6)				×90／100								
(7)											＋60単位	

(8) 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））
(9) 緊急時施設診療費	イ 緊急時治療管理（1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定）
	ロ 特定治療
(10) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき 3単位を加算）
	(二)認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき 4単位を加算）
(11) 重度認知症疾患療養体制加算	(一)重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ） 要介護1・2 （1日につき140単位を加算） 要介護3・4・5（1日につき40単位を加算）
	(二)重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ） 要介護1・2 （1日につき200単位を加算） 要介護3・4・5（1日につき100単位を加算）
(12) 特別診療費（※2）	
(13) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1日につき 18単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ（1日につき 12単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 6単位を加算）
	(四) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 6単位を加算）
(14) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×26／1000）
	(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×19／1000）
	(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×10／1000）
	(四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋(三)の90／100）
	(五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき ＋(三)の80／100）

注
所定単位は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計

（点線枠）：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

H30.1.26時点の案

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 入居継続支援加算	注 生活機能向上連携加算	注 個別機能訓練加算	注 夜間看護体制加算	注 看取性認知症入居者受入加算	注 医療機関連携加算	注 口腔衛生管理体制加算	注 栄養スクリーニング加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 （1日につき）	要介護1 （ 534 単位） 要介護2 （ 599 単位） 要介護3 （ 668 単位） 要介護4 （ 732 単位） 要介護5 （ 800 単位）	×70／100		－54単位 －60単位 －67単位 －73単位 －80単位	1日につき＋36単位	1月につき＋200単位（ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位）	1日につき＋12単位	1日につき＋10単位	1日につき＋120単位	1月につき＋80単位	1月につき＋30単位	1回につき＋5単位（6月に1回を限度）		
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 （1日につき 92単位）			×70／100										1日につき＋20単位	・訪問介護 ・身体介護　所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに36単位を加算した単位数 ・生活援助　所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単位 所要時間1時間15分以上の場合 260単位 ・通院等乗降介助　1回につき 88単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 （1日につき）※	要介護1 （ 534 単位） 要介護2 （ 599 単位） 要介護3 （ 668 単位） 要介護4 （ 732 単位） 要介護5 （ 800 単位）	×70／100						1日につき＋10単位	1日につき＋120単位					

ニ 退院・退所特連携加算（イを算定する場合のみ算定）	（1日につき 30単位を加算）
ホ 看取り介護加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算） （2） 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算） （3） 死亡日 （1日につき 1,280単位を加算）
ヘ 認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算） （2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）
ト サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1日につき 18単位を加算） （2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1日につき 12単位を加算） （3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 6単位を加算） （4） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）
チ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×82／1000） （2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×60／1000） （3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×33／1000） （4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（3）の90／100） （5） 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋（3）の80／100）

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額　要介護1　16,203単位
　　要介護2　18,149単位
　　要介護3　20,245単位
　　要介護4　22,192単位
　　要介護5　24,259単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 （現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数）	車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の100／100を限度）	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の2／3を限度）	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の1／3を限度）

：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）

H30.1.26時点の案

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ　居宅介護支援費 （1月につき）	（1）　居宅介護支援費（Ⅰ） 要介護1・2　（1，053単位） 要介護3・4・5　（1，368単位）	（2）　居宅介護支援費（Ⅱ） （※）	要介護1・2　（　527単位　）	（運営基準減算の場合） ×50／100 （運営基準減算が2月以上継続している場合） 算定しない	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき －200単位
			要介護3・4・5　（　684単位　）					
		（3）　居宅介護支援費（Ⅲ） （※）	要介護1・2　（　316単位　）					
			要介護3・4・5　（　410単位　）					

ロ　初回加算		（1月につき　＋300単位）
ハ　特定事業所加算	（1）　特定事業所加算（Ⅰ）	（1月につき　＋500単位）
	（2）　特定事業所加算（Ⅱ）	（1月につき　＋400単位）
	（3）　特定事業所加算（Ⅲ）	（1月につき　＋300単位）
	（4）　特定事業所加算（Ⅳ）	（1月につき　＋125単位）
ニ　入院時情報連携加算	（1）　入院時情報連携加算（Ⅰ）	（1月につき　＋200単位）
	（2）　入院時情報連携加算（Ⅱ）	（1月につき　＋100単位）
ホ　退院・退所加算 （入院または入所期間中1回を限度に算定）	（1）　退院・退所加算（Ⅰ）イ	（＋450単位）
	（2）　退院・退所加算（Ⅰ）ロ	（＋600単位）
	（3）　退院・退所加算（Ⅱ）イ	（＋600単位）
	（4）　退院・退所加算（Ⅱ）ロ	（＋750単位）
	（5）　退院・退所加算（Ⅲ）	（＋900単位）
ヘ　小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		（＋300単位）
ト　看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		（＋300単位）
チ　緊急時等居宅カンファレンス加算		（1月に2回を限度に　＋200単位）
リ　ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	（＋400単位）

※居宅介護支援費（Ⅱ）・（Ⅲ）については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については（Ⅱ）を、60件以上の部分については（Ⅲ）を算定する。
※ハ(4)については、平成31年4月1日から算定できるものとする。

H30.1.26時点の案

1　介護福祉施設サービス

基本部分

区分			要介護度	単位	注 身体拘束廃止未実施減算
イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）	(1) 介護福祉施設サービス費	(一) 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要介護1	(557 単位)	−56単位
			要介護2	(625 単位)	−63単位
			要介護3	(695 単位)	−70単位
			要介護4	(763 単位)	−76単位
			要介護5	(829 単位)	−83単位
		(二) 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈多床室〉	要介護1	(557 単位)	−56単位
			要介護2	(625 単位)	−63単位
			要介護3	(695 単位)	−70単位
			要介護4	(763 単位)	−76単位
			要介護5	(829 単位)	−83単位
	(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費	(一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要介護1	(659 単位)	−66単位
			要介護2	(724 単位)	−72単位
			要介護3	(794 単位)	−79単位
			要介護4	(859 単位)	−86単位
			要介護5	(923 単位)	−92単位
		(二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈多床室〉	要介護1	(659 単位)	−66単位
			要介護2	(724 単位)	−72単位
			要介護3	(794 単位)	−79単位
			要介護4	(859 単位)	−86単位
			要介護5	(923 単位)	−92単位
ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要介護1	(636 単位)	−64単位
			要介護2	(703 単位)	−70単位
			要介護3	(776 単位)	−78単位
			要介護4	(843 単位)	−84単位
			要介護5	(910 単位)	−91単位
		(二) ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈ユニット型個室的多床室〉	要介護1	(636 単位)	−64単位
			要介護2	(703 単位)	−70単位
			要介護3	(776 単位)	−78単位
			要介護4	(843 単位)	−84単位
			要介護5	(910 単位)	−91単位
	(2) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要介護1	(730 単位)	−73単位
			要介護2	(795 単位)	−80単位
			要介護3	(866 単位)	−87単位
			要介護4	(931 単位)	−93単位
			要介護5	(995 単位)	−100単位
		(二) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈ユニット型個室的多床室〉	要介護1	(730 単位)	−73単位
			要介護2	(795 単位)	−80単位
			要介護3	(866 単位)	−87単位
			要介護4	(931 単位)	−93単位
			要介護5	(995 単位)	−100単位

注（イ・ロに適用される減算・加算）

注	イ 介護福祉施設サービス費	ロ ユニット型介護福祉施設サービス費
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	×97／100	×97／100
入所者の数が入所定員を超える場合 又は 介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	×70／100	×70／100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合		×97／100
日常生活継続支援加算	＋36単位	＋46単位
看護体制加算(Ⅰ)	入所定員30人以上50人以下 6単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 4単位	入所定員30人以上50人以下 6単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 4単位
看護体制加算(Ⅱ)	入所定員30人以上50人以下 13単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 8単位	入所定員30人以上50人以下 13単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 8単位
夜勤職員配置加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	入所定員30人以上50人以下 22単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 13単位	入所定員30人以上50人以下 27単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 18単位
夜勤職員配置加算(Ⅲ)・(Ⅳ)	入所定員30人以上50人以下 28単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 16単位	入所定員30人以上50人以下 33単位 入所定員51人以上又は経過的小規模 21単位
準ユニットケア加算	＋5単位	
生活機能向上連携加算	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位
個別機能訓練加算	＋12単位	＋12単位
若年性認知症入所者受入加算	＋120単位	＋120単位
専従の常勤医師を配置している場合	＋25単位	＋25単位
精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	＋5単位	＋5単位
障害者生活支援体制加算(Ⅰ)	＋26単位	＋26単位
障害者生活支援体制加算(Ⅱ)	＋41単位	＋41単位

その他の加算

項目	内容	注
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注 外泊時在宅サービス利用費用		入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定
ハ 初期加算	（1日につき 30単位を加算）	
ニ 再入所時栄養連携加算	（入所者1人につき1回を限度として400単位を加算）	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ホ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算（入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定）	
	(2) 退所後訪問相談援助加算（退所後1回を限度に、460単位を算定）	
	(3) 退所時相談援助加算（400単位）	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
	(4) 退所前連携加算（500単位）	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ヘ 栄養マネジメント加算	（1日につき 14単位を加算）	
ト 低栄養リスク改善加算	（1月につき 300単位を加算）	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
チ 経口移行加算	（1日につき 28単位を加算）	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない
リ 経口維持加算（1月につき）	(1) 経口維持加算(Ⅰ)（400単位）	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない
	(2) 経口維持加算(Ⅱ)（100単位）	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない
ヌ 口腔衛生管理体制加算	（1月につき 30単位を加算）	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔衛生管理加算	（1月につき 90単位を加算）	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
ヲ 療養食加算	（1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））	
ワ 配置医師緊急時対応加算	(1) 早朝・夜間の場合（1回につき 650単位を加算）	
	(2) 深夜の場合（1回につき 1300単位を加算）	
カ 看取り介護加算	(1)看取り介護加算(Ⅰ) (1) 死亡日以前4日以上30日以下（1日につき 144単位を加算）	
	(1)看取り介護加算(Ⅰ) (2) 死亡日以前2日又は3日（1日につき 680単位を加算）	
	(1)看取り介護加算(Ⅰ) (3) 死亡日（1日につき 1280単位を加算）	
	(2)看取り介護加算(Ⅱ) (1) 死亡日以前4日以上30日以下（1日につき 144単位を加算）	
	(2)看取り介護加算(Ⅱ) (2) 死亡日以前2日又は3日（1日につき 780単位を加算）	
	(2)看取り介護加算(Ⅱ) (3) 死亡日（1日につき 1580単位を加算）	
ヨ 在宅復帰支援機能加算	（1日につき 10単位を加算）	
タ 在宅・入所相互利用加算	（1日につき 40単位を加算）	
レ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)（1日につき 3単位を加算）	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)（1日につき 4単位を加算）	
ソ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
ツ 褥瘡マネジメント加算	（1月につき 10単位を加算（3月に1回を限度））	
ネ 排せつ支援加算	（1月につき 100単位を加算）	
ナ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ（1日につき 18単位を加算）	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ（1日につき 12単位を加算）	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（1日につき 6単位を加算）	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)（1日につき 6単位を加算）	
ラ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)（1月につき ＋所定単位×83／1000）	注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)（1月につき ＋所定単位×60／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)（1月につき ＋所定単位×33／1000）	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)（1月につき ＋(3)の90／100）	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)（1月につき ＋(3)の80／100）	

2 介護保健施設サービス

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合	又は 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 夜勤職員配置加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	注 認知症ケア加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）
イ 介護保健施設サービス費（1日につき）	(1) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）	(一) 介護保健施設サービス費（ⅰ）＜従来型個室＞【基本型】	要介護1 （ 698 単位） 要介護2 （ 743 単位） 要介護3 （ 804 単位） 要介護4 （ 856 単位） 要介護5 （ 907 単位）	×97／100	×70／100	×70／100		−70単位 −74単位 −80単位 −86単位 −91単位	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +34単位	
		(二) 介護保健施設サービス費（ⅱ）＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 （ 739 単位） 要介護2 （ 810 単位） 要介護3 （ 872 単位） 要介護4 （ 928 単位） 要介護5 （ 983 単位）					−74単位 −81単位 −87単位 −93単位 −98単位							1日につき +46単位
		(三) 介護保健施設サービス費（ⅲ）＜多床室＞【基本型】	要介護1 （ 771 単位） 要介護2 （ 819 単位） 要介護3 （ 880 単位） 要介護4 （ 931 単位） 要介護5 （ 984 単位）					−77単位 −82単位 −88単位 −93単位 −98単位						1日につき +34単位	
		(四) 介護保健施設サービス費（ⅳ）＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 （ 818 単位） 要介護2 （ 892 単位） 要介護3 （ 954 単位） 要介護4 （ 1,010 単位） 要介護5 （ 1,065 単位）					−82単位 −89単位 −95単位 −101単位 −107単位							1日につき +46単位
	(2) 介護保健施設サービス費（Ⅱ）＜療養型老健：看護職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費（ⅰ）＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 （ 723 単位） 要介護2 （ 804 単位） 要介護3 （ 917 単位） 要介護4 （ 993 単位） 要介護5 （ 1,067 単位）					−72単位 −80単位 −92単位 −99単位 −107単位							
		(二) 介護保健施設サービス費（ⅱ）＜多床室＞【療養型】	要介護1 （ 800 単位） 要介護2 （ 882 単位） 要介護3 （ 996 単位） 要介護4 （ 1,071 単位） 要介護5 （ 1,145 単位）					−80単位 −88単位 −100単位 −107単位 −115単位							
	(3) 介護保健施設サービス費（Ⅲ）＜療養型老健：看護オンコール体制＞	(一) 介護保健施設サービス費（ⅰ）＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 （ 723 単位） 要介護2 （ 798 単位） 要介護3 （ 891 単位） 要介護4 （ 966 単位） 要介護5 （ 1,040 単位）					−72単位 −80単位 −89単位 −97単位 −104単位							
		(二) 介護保健施設サービス費（ⅱ）＜多床室＞【療養型】	要介護1 （ 800 単位） 要介護2 （ 876 単位） 要介護3 （ 969 単位） 要介護4 （ 1,043 単位） 要介護5 （ 1,118 単位）					−80単位 −88単位 −97単位 −104単位 −112単位							
	(4) 介護保健施設サービス費（Ⅳ）＜特別介護保健施設サービス費＞	(一) 介護保健施設サービス費（ⅰ）＜従来型個室＞	要介護1 （ 684 単位） 要介護2 （ 728 単位） 要介護3 （ 788 単位） 要介護4 （ 839 単位） 要介護5 （ 889 単位）					−68単位 −73単位 −79単位 −84単位 −89単位							
		(二) 介護保健施設サービス費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1 （ 756 単位） 要介護2 （ 803 単位） 要介護3 （ 862 単位） 要介護4 （ 912 単位） 要介護5 （ 964 単位）					−76単位 −80単位 −86単位 −91単位 −96単位							
ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）	(1) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）	(一) ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）＜ユニット型個室＞【基本型】	要介護1 （ 777 単位） 要介護2 （ 822 単位） 要介護3 （ 884 単位） 要介護4 （ 937 単位） 要介護5 （ 988 単位）				×97／100	−78単位 −82単位 −88単位 −94単位 −99単位		1日につき +240単位	1日につき +240単位（週3日を限度）			1日につき +34単位	
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 （ 822 単位） 要介護2 （ 896 単位） 要介護3 （ 958 単位） 要介護4 （ 1,014 単位） 要介護5 （ 1,069 単位）					−82単位 −90単位 −96単位 −101単位 −107単位							1日につき +46単位
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費（ⅲ）＜ユニット型個室的多床室＞【基本型】	要介護1 （ 777 単位） 要介護2 （ 822 単位） 要介護3 （ 884 単位） 要介護4 （ 937 単位） 要介護5 （ 988 単位）					−78単位 −82単位 −88単位 −94単位 −99単位						1日につき +34単位	
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費（ⅳ）＜ユニット型個室的多床室＞【在宅強化型】	要介護1 （ 822 単位） 要介護2 （ 896 単位） 要介護3 （ 958 単位） 要介護4 （ 1,014 単位） 要介護5 （ 1,069 単位）					−82単位 −90単位 −96単位 −101単位 −107単位							1日につき +46単位
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）＜療養型老健：看護職員を配置＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 （ 885 単位） 要介護2 （ 966 単位） 要介護3 （ 1,079 単位） 要介護4 （ 1,155 単位） 要介護5 （ 1,229 単位）					−89単位 −97単位 −108単位 −116単位 −123単位							
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞【療養型】	要介護1 （ 885 単位） 要介護2 （ 966 単位） 要介護3 （ 1,079 単位） 要介護4 （ 1,155 単位） 要介護5 （ 1,229 単位）					−89単位 −97単位 −108単位 −116単位 −123単位							
	(3) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅲ）＜療養型老健：看護オンコール体制＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 （ 885 単位） 要介護2 （ 960 単位） 要介護3 （ 1,053 単位） 要介護4 （ 1,128 単位） 要介護5 （ 1,202 単位）					−89単位 −96単位 −105単位 −113単位 −120単位							
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞【療養型】	要介護1 （ 885 単位） 要介護2 （ 960 単位） 要介護3 （ 1,053 単位） 要介護4 （ 1,128 単位） 要介護5 （ 1,202 単位）					−89単位 −96単位 −105単位 −113単位 −120単位							
	(4) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅳ）＜ユニット型特別介護保健施設サービス費＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1 （ 761 単位） 要介護2 （ 806 単位） 要介護3 （ 866 単位） 要介護4 （ 918 単位） 要介護5 （ 968 単位）					−76単位 −81単位 −87単位 −92単位 −97単位							
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 （ 761 単位） 要介護2 （ 806 単位） 要介護3 （ 866 単位） 要介護4 （ 918 単位） 要介護5 （ 968 単位）					−76単位 −81単位 −87単位 −92単位 −97単位							

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定

注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合	（1日につき 160単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき 160単位を加算）
	(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合	（1日につき 820単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき 850単位を加算）
	(3) 死亡日	療養型老健以外の場合	（1日につき 1，650単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき 1，700単位を加算）
注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算（Ⅰ） （1日につき 27単位を加算）		
	ロ 療養体制維持特別加算（Ⅱ） （1日につき 57単位を加算）		
ハ 初期加算	（1日につき 30単位を加算）		

区分	内容		注
ニ 再入所時栄養連携加算 （※2）	（入所者1人につき1回を限度として400単位を加算）		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ホ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ） （※2）	在宅強化型の場合	（1回につき 450単位を加算）	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合	（1回につき 450単位を加算）	
ホ 入所前後訪問指導加算（Ⅱ） （※2）	在宅強化型の場合	（1回につき 480単位を加算）	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合	（1回につき 480単位を加算）	
ヘ 退所時等支援等加算 （※2）	(1) 退所時等支援加算	(一) 試行的退所時指導加算 （400単位）	注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		(二) 退所時情報提供加算 （500単位）	注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		(三) 退所前連携加算 （500単位）	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 訪問看護指示加算 （入所者1人につき1回を限度として300単位を算定）		
ト 栄養マネジメント加算	（1日につき 14単位を加算）		
チ 低栄養リスク改善加算 （※2）	（1月につき 300単位を加算）		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
リ 経口移行加算 （※2）	（1日につき 28単位を加算）		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ヌ 経口維持加算（1月につき） （※2）	(1) 経口維持加算（Ⅰ） （400単位）		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算（Ⅱ） （100単位）		注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
ル 口腔衛生管理体制加算 （※2）	（1月につき 30単位を加算）		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ヲ 口腔衛生管理加算 （※2）	（1月につき 90単位を加算）		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
ワ 療養食加算	（1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））		
カ 在宅復帰支援機能加算	（療養型老健に限り1日につき 10単位を加算）		
ヨ かかりつけ医連携薬剤調整加算 （※2）	（入所者1人につき1回を限度として125単位を加算）		
タ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 （1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定）	
		療養型老健の場合 （1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定）	
	(2) 特定治療		
レ 所定疾患施設療養費 （※2）	(1)所定疾患施設療養費（Ⅰ） （1月に1回7日を限度に、1日につき235単位を算定）		
	(2)所定疾患施設療養費（Ⅱ） （1月に1回7日を限度に、1日につき475単位を算定）		
ソ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）		
	(2)認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）		
ツ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
	療養型老健の場合	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
ネ 認知症情報提供加算	（1回当たり 350単位を加算）		
ナ 地域連携診療計画情報提供加算 （※2）	在宅強化型の場合	（入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）	
	在宅強化型以外の場合	（入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）	
ラ 褥瘡マネジメント加算 （※2） （イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定）	（1月につき 10単位を加算（3月に1回を限度））		
ム 排せつ支援加算 （※2）	（1月につき 100単位を加算）		
ウ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1日につき 18単位を加算）		
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1日につき 12単位を加算）		
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 6単位を加算）		
	(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）		
ヰ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×39／1000）		注 所定単位は、イからウまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×29／1000）		
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×16／1000）		
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋(3)の90／100）		
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋(3)の80／100）		

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

H30.1.26時点の案

3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 又は 介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 又は 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注 又は 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 又は 僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 若年性認知症患者受入加算
(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護〈6:1〉 介護〈4:1〉	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (641 単位)	−25単位	×70/100		×70/100		−12単位		×95/100		−64単位	病院療養病床療養環境減算 −25単位	−12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) +7単位	+120単位
			要介護2 (744 単位)										−74単位				
			要介護3 (967 単位)										−97単位				
			要介護4 (1,062 単位)										−106単位				
			要介護5 (1,147 単位)										−115単位				
		b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉	要介護1 (669 単位)										−67単位				
			要介護2 (777 単位)										−78単位				
			要介護3 (1,010 単位)										−101単位				
			要介護4 (1,109 単位)										−111単位				
			要介護5 (1,198 単位)										−120単位				
		c.療養型介護療養施設サービス費(ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈従来型個室〉	要介護1 (659 単位)										−66単位				
			要介護2 (765 単位)										−77単位				
			要介護3 (995 単位)										−100単位				
			要介護4 (1,092 単位)										−109単位				
			要介護5 (1,180 単位)										−118単位				
		d.療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) 〈多床室〉	要介護1 (745 単位)								×95/100		−75単位				
			要介護2 (848 単位)										−85単位				
			要介護3 (1,071 単位)										−107単位				
			要介護4 (1,166 単位)										−117単位				
			要介護5 (1,251 単位)										−125単位				
		e.療養型介護療養施設サービス費(ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈多床室〉	要介護1 (778 単位)										−78単位				
			要介護2 (886 単位)										−89単位				
			要介護3 (1,119 単位)										−112単位				
			要介護4 (1,218 単位)										−122単位				
			要介護5 (1,307 単位)										−131単位				
		f.療養型介護療養施設サービス費(ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈多床室〉	要介護1 (766 単位)										−77単位				
			要介護2 (873 単位)										−87単位				
			要介護3 (1,102 単位)										−110単位				
			要介護4 (1,199 単位)										−120単位				
			要介護5 (1,287 単位)										−129単位				
	(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護〈6:1〉 介護〈5:1〉	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (586 単位)								×95/100		−59単位				
			要介護2 (689 単位)										−69単位				
			要介護3 (841 単位)										−84単位				
			要介護4 (987 単位)										−99単位				
			要介護5 (1,027 単位)										−103単位				
		b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈療養機能強化型〉 〈従来型個室〉	要介護1 (601 単位)										−60単位				
			要介護2 (707 単位)										−71単位				
			要介護3 (862 単位)										−86単位				
			要介護4 (1,012 単位)										−101単位				
			要介護5 (1,053 単位)										−105単位				
		c.療養型介護療養施設サービス費(ⅲ) 〈多床室〉	要介護1 (691 単位)								×95/100		−69単位				
			要介護2 (794 単位)										−79単位				
			要介護3 (945 単位)										−95単位				
			要介護4 (1,092 単位)										−109単位				
			要介護5 (1,131 単位)										−113単位				
		d.療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) 〈療養機能強化型〉 〈多床室〉	要介護1 (709 単位)										−71単位				
			要介護2 (814 単位)										−81単位				
			要介護3 (969 単位)										−97単位				
			要介護4 (1,119 単位)										−112単位				
			要介護5 (1,159 単位)										−116単位				
	(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護〈6:1〉 介護〈6:1〉	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (564 単位)			×70/100		×90/100		×90/100	×95/100		−56単位				
			要介護2 (670 単位)										−67単位				
			要介護3 (813 単位)										−81単位				
			要介護4 (962 単位)										−96単位				
			要介護5 (1,001 単位)										−100単位				
		b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (670 単位)										−67単位				
			要介護2 (775 単位)										−78単位				
			要介護3 (919 単位)										−92単位				
			要介護4 (1,068 単位)										−107単位				
			要介護5 (1,107 単位)										−111単位				
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護〈6:1〉 介護〈4:1〉	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (650 単位)										−65単位				
			要介護2 (754 単位)										−75単位				
			要介護3 (897 単位)										−90単位				
			要介護4 (983 単位)										−98単位				
			要介護5 (1,070 単位)										−107単位				
		b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (755 単位)										−76単位				
			要介護2 (860 単位)										−86単位				
			要介護3 (1,002 単位)										−100単位				
			要介護4 (1,089 単位)										−109単位				
			要介護5 (1,175 単位)										−118単位				
	(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護〈8:1〉 介護〈4:1〉	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (650 単位)			×70/100		×90/100		×90/100			−65単位				
			要介護2 (754 単位)										−75単位				
			要介護3 (857 単位)										−86単位				
			要介護4 (944 単位)										−94単位				
			要介護5 (1,030 単位)										−103単位				
		b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (755 単位)										−76単位				
			要介護2 (860 単位)										−86単位				
			要介護3 (962 単位)										−96単位				
			要介護4 (1,048 単位)										−105単位				
			要介護5 (1,136 単位)										−114単位				
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉		要介護1 (767 単位)									×97/100	−77単位				
			要介護2 (870 単位)										−87単位				
			要介護3 (1,093 単位)										−109単位				
			要介護4 (1,188 単位)										−119単位				
			要介護5 (1,273 単位)										−127単位				
	(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉		要介護1 (795 単位)										−80単位				
			要介護2 (903 単位)										−90単位				
			要介護3 (1,136 単位)										−114単位				
			要介護4 (1,235 単位)										−124単位				
			要介護5 (1,324 単位)										−132単位				
	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉		要介護1 (785 単位)										−79単位				
			要介護2 (891 単位)										−89単位				
			要介護3 (1,121 単位)										−112単位				
			要介護4 (1,218 単位)										−122単位				
			要介護5 (1,306 単位)										−131単位				
	(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 〈ユニット型個室的多床室〉		要介護1 (767 単位)								×95/100		−77単位				
			要介護2 (870 単位)										−87単位				
			要介護3 (1,093 単位)										−109単位				
			要介護4 (1,188 単位)										−119単位				
			要介護5 (1,273 単位)										−127単位				
	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室的多床室〉		要介護1 (795 単位)										−80単位				
			要介護2 (903 単位)										−90単位				
			要介護3 (1,136 単位)										−114単位				
			要介護4 (1,235 単位)										−124単位				
			要介護5 (1,324 単位)										−132単位				
	(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室的多床室〉		要介護1 (785 単位)										−79単位				
			要介護2 (891 単位)										−89単位				
			要介護3 (1,121 単位)										−112単位				
			要介護4 (1,218 単位)										−122単位				
			要介護5 (1,306 単位)										−131単位				
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉		要介護1 (767 単位)								×95/100		−77単位				
			要介護2 (870 単位)										−87単位				
			要介護3 (1,006 単位)										−101単位				
			要介護4 (1,091 単位)										−109単位				
			要介護5 (1,176 単位)										−118単位				
	(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈ユニット型個室的多床室〉		要介護1 (767 単位)										−77単位				
			要介護2 (870 単位)										−87単位				
			要介護3 (1,006 単位)										−101単位				
			要介護4 (1,091 単位)										−109単位				
			要介護5 (1,176 単位)										−118単位				

注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退院サービス費	入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)及び(4)の基本単価に限る。)
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

(5) 初期加算 (1日につき +30単位)			
(6) 退院時指導等加算 (※3)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		e 退院前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位算定)		
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(8) 低栄養リスク改善加算 (※3) (1月につき 300単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
(9) 経口移行加算 (※3) (1日につき 28単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(10) 経口維持加算 (1月につき) (※3)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)		注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
(11) 口腔衛生管理体制加算 (※3) (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(12) 口腔衛生管理加算 (※3) (1月につき 90単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
(13) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
(14) 在宅復帰支援機能加算 (※3) (1日につき 10単位を加算)			
(15) 特定診療費 (※3)			
(16) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
(17) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
(18) 排せつ支援加算 (※3) (1月につき 100単位を加算)			
(19) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(20) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(19)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)		

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※3)を適用しない。

H30.1.26時点の案

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分				注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 一定の基準を満たす入院患者の数が規準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施加算	注 面下幅が設備基準を満たさない場合	注 寝年性認知症患者受入加算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1（ 623 単位）	×70／100	×95／100		−62単位	診療所療養病床設備基準減算 −60単位	＋120単位
			要介護2（ 672 単位）				−67単位		
			要介護3（ 720 単位）				−72単位		
			要介護4（ 768 単位）				−77単位		
			要介護5（ 817 単位）				−82単位		
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ)<療養機能強化型A><従来型個室>	要介護1（ 650 単位）				−65単位		
			要介護2（ 702 単位）				−70単位		
			要介護3（ 752 単位）				−75単位		
			要介護4（ 802 単位）				−80単位		
			要介護5（ 853 単位）				−85単位		
		c.診療所型介護療養施設サービス費(ⅲ)<療養機能強化型B><従来型個室>	要介護1（ 641 単位）				−64単位		
			要介護2（ 691 単位）				−69単位		
			要介護3（ 741 単位）				−74単位		
			要介護4（ 790 単位）				−79単位		
			要介護5（ 840 単位）				−84単位		
		d.診療所型介護療養施設サービス費(ⅳ)<多床室>	要介護1（ 727 単位）		×95／100		−73単位		
			要介護2（ 775 単位）				−78単位		
			要介護3（ 825 単位）				−83単位		
			要介護4（ 872 単位）				−87単位		
			要介護5（ 921 単位）				−92単位		
		e.診療所型介護療養施設サービス費(ⅴ)<療養機能強化型A><多床室>	要介護1（ 759 単位）				−76単位		
			要介護2（ 810 単位）				−81単位		
			要介護3（ 861 単位）				−86単位		
			要介護4（ 911 単位）				−91単位		
			要介護5（ 962 単位）				−96単位		
		f.診療所型介護療養施設サービス費(ⅵ)<療養機能強化型B><多床室>	要介護1（ 748 単位）				−75単位		
			要介護2（ 798 単位）				−80単位		
			要介護3（ 848 単位）				−85単位		
			要介護4（ 897 単位）				−90単位		
			要介護5（ 948 単位）				−95単位		
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1（ 546 単位）		×95／100		−55単位		
			要介護2（ 590 単位）				−59単位		
			要介護3（ 633 単位）				−63単位		
			要介護4（ 678 単位）				−68単位		
			要介護5（ 721 単位）				−72単位		
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1（ 652 単位）				−65単位		
			要介護2（ 695 単位）				−70単位		
			要介護3（ 739 単位）				−74単位		
			要介護4（ 782 単位）				−78単位		
			要介護5（ 826 単位）				−83単位		
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）	(一)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>		要介護1（ 748 単位）			×97／100	−75単位		
			要介護2（ 797 単位）				−80単位		
			要介護3（ 845 単位）				−85単位		
			要介護4（ 893 単位）				−89単位		
			要介護5（ 942 単位）				−94単位		
	(二)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>		要介護1（ 775 単位）				−78単位		
			要介護2（ 827 単位）				−83単位		
			要介護3（ 877 単位）				−88単位		
			要介護4（ 927 単位）				−93単位		
			要介護5（ 978 単位）				−98単位		
	(三)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>		要介護1（ 766 単位）				−77単位		
			要介護2（ 816 単位）				−82単位		
			要介護3（ 866 単位）				−87単位		
			要介護4（ 915 単位）				−92単位		
			要介護5（ 965 単位）				−97単位		
	(四)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型個室的多床室>		要介護1（ 748 単位）		×95／100		−75単位		
			要介護2（ 797 単位）				−80単位		
			要介護3（ 845 単位）				−85単位		
			要介護4（ 893 単位）				−89単位		
			要介護5（ 942 単位）				−94単位		
	(五)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型個室的多床室>		要介護1（ 775 単位）				−78単位		
			要介護2（ 827 単位）				−83単位		
			要介護3（ 877 単位）				−88単位		
			要介護4（ 927 単位）				−93単位		
			要介護5（ 978 単位）				−98単位		
	(六)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型個室的多床室>		要介護1（ 766 単位）				−77単位		
			要介護2（ 816 単位）				−82単位		
			要介護3（ 866 単位）				−87単位		
			要介護4（ 915 単位）				−92単位		
			要介護5（ 965 単位）				−97単位		

注 外泊時費用

入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定

注 他科受診時費用

入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

(3) 初期加算（1日につき 30単位を加算）

(4) 退院時指導等加算（※1）

(一) 退院時等指導加算
- a 退院前訪問指導加算（入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定）
- b 退院後訪問指導加算（退院後1回を限度に、460単位を算定）
- c 退院時指導加算（400単位）
- d 退院時情報提供加算（500単位）
- e 退院前連携加算（500単位）

(二) 訪問看護指示加算（入院患者1人につき1回を限度として300単位算定）

注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合

注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

(5) 栄養マネジメント加算（1日につき 14単位を加算）

(6) 低栄養リスク改善加算（※1）（1月につき 300単位を加算）

注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

(7) 経口移行加算（※1）（1日につき 28単位を加算）

注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

(8) 経口維持加算(1月につき)（※1）
- (一) 経口維持加算(Ⅰ)（400単位）
- (二) 経口維持加算(Ⅱ)（100単位）

注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。

(9) 口腔衛生管理体制加算（※1）（1月につき 30単位を加算）

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

(10) 口腔衛生管理加算（※1）（1月につき 90単位を加算）

注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(11) 療養食加算（1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度)）

(12) 在宅復帰支援機能加算（※1）（1日につき 10単位を加算）

(13) 特定診療費（※1）

(14) 認知症専門ケア加算
- (一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)（1日につき 3単位を加算）
- (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)（1日につき 4単位を加算）

(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）

(16) 褥瘡マネジメント加算（※1）（1月につき 100単位を加算）

(17) サービス提供体制強化加算
- (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ（1日につき 18単位を加算）
- (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ（1日につき 12単位を加算）
- (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（1日につき 6単位を加算）
- (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)（1日につき 6単位を加算）

(18) 介護職員処遇改善加算
- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)（1月につき ＋所定単位×26／1000）
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)（1月につき ＋所定単位×19／1000）
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)（1月につき ＋所定単位×10／1000）
- (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)（1月につき ＋(三)の90／100）
- (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)（1月につき ＋(二)の80／100）

注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。

H30.1.26時点の案

ハ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分					注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	又は 介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	又は 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満である場合	又は 療養の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は 研修の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1（ 987 単位）	×70／100	×70／100	×70／100	×90／100	×90／100	×90／100	×95／100	×97／100	−37単位
				要介護2（ 1,031 単位）									−108単位
				要介護3（ 1,095 単位）									−110単位
				要介護4（ 1,159 単位）									−116単位
				要介護5（ 1,223 単位）									−122単位
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1（ 1,072 単位）									−107単位
				要介護2（ 1,137 単位）									−114単位
				要介護3（ 1,200 単位）									−120単位
				要介護4（ 1,265 単位）									−127単位
				要介護5（ 1,328 単位）									−133単位
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1（ 912 単位）									−91単位
				要介護2（ 979 単位）									−98単位
				要介護3（ 1,047 単位）									−105単位
				要介護4（ 1,114 単位）									−111単位
				要介護5（ 1,180 単位）									−118単位
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1（ 1,018 単位）									−102単位
				要介護2（ 1,085 単位）									−109単位
				要介護3（ 1,151 単位）									−115単位
				要介護4（ 1,220 単位）									−122単位
				要介護5（ 1,286 単位）									−129単位
		(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1（ 884 単位）									−88単位
				要介護2（ 950 単位）									−95単位
				要介護3（ 1,015 単位）									−102単位
				要介護4（ 1,080 単位）									−108単位
				要介護5（ 1,145 単位）									−115単位
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1（ 980 単位）									−98単位
				要介護2（ 1,055 単位）									−106単位
				要介護3（ 1,121 単位）									−112単位
				要介護4（ 1,186 単位）									−119単位
				要介護5（ 1,250 単位）									−125単位
		(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1（ 869 単位）				−12単位					−87単位
				要介護2（ 933 単位）									−93単位
				要介護3（ 997 単位）									−100単位
				要介護4（ 1,061 単位）									−106単位
				要介護5（ 1,125 単位）									−113単位
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1（ 974 単位）									−97単位
				要介護2（ 1,039 単位）									−104単位
				要介護3（ 1,102 単位）									−110単位
				要介護4（ 1,167 単位）									−117単位
				要介護5（ 1,230 単位）									−123単位
		(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 経過措置型	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1（ 810 単位）									−81単位
				要介護2（ 874 単位）									−87単位
				要介護3（ 936 単位）									−94単位
				要介護4（ 1,002 単位）									−100単位
				要介護5（ 1,066 単位）									−107単位
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1（ 916 単位）									−92単位
				要介護2（ 979 単位）									−98単位
				要介護3（ 1,044 単位）									−104単位
				要介護4（ 1,108 単位）									−111単位
				要介護5（ 1,171 単位）									−117単位
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞			要介護1（ 717 単位）									−72単位
				要介護2（ 780 単位）									−78単位
				要介護3（ 845 単位）									−85単位
				要介護4（ 909 単位）									−91単位
				要介護5（ 973 単位）									−97単位
	(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)＜多床室＞			要介護1（ 823 単位）									−82単位
				要介護2（ 886 単位）									−89単位
				要介護3（ 950 単位）									−95単位
				要介護4（ 1,015 単位）									−102単位
				要介護5（ 1,078 単位）									−108単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)＜ユニット型個室＞	要介護1（ 1,083 単位）									−109単位
				要介護2（ 1,157 単位）									−116単位
				要介護3（ 1,221 単位）									−122単位
				要介護4（ 1,285 単位）									−129単位
				要介護5（ 1,349 単位）									−135単位
			b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1（ 1,093 単位）									−110単位
				要介護2（ 1,157 単位）									−116単位
				要介護3（ 1,221 単位）									−122単位
				要介護4（ 1,285 単位）									−129単位
				要介護5（ 1,349 単位）									−135単位
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)＜ユニット型個室＞	要介護1（ 1,038 単位）									−104単位
				要介護2（ 1,105 単位）									−111単位
				要介護3（ 1,173 単位）									−117単位
				要介護4（ 1,240 単位）									−124単位
				要介護5（ 1,306 単位）									−131単位
			b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1（ 1,038 単位）									−104単位
				要介護2（ 1,105 単位）									−111単位
				要介護3（ 1,173 単位）									−117単位
				要介護4（ 1,240 単位）									−124単位
				要介護5（ 1,306 単位）									−131単位

注　外泊時費用

入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

注　他科受診時費用

入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

(4)　初期加算　（1日につき　30単位を加算）

(5)　退院時指導等加算（※1）

(一)　退院時等指導加算

a　退院前訪問指導加算（入院中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定）

b　退院後訪問指導加算（退院後1回を限度に、460単位を算定）

c　退院時指導加算　（400単位）

d　退院時情報提供加算　（500単位）

e　退院前連携加算　（500単位）

注
入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

注
退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合

注
居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

(二)　訪問看護指示加算（入院患者1人につき1回を限度として300単位算定）

(6)　栄養マネジメント加算　（1日につき　14単位を加算）

(7)　低栄養リスク改善加算（※1）　（1月につき　300単位を加算）

注
栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

(8)　経口移行加算（※1）　（1日につき　28単位を加算）

注
栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

(9)　経口維持加算（1月につき）（※1）

(一)　経口維持加算（Ⅰ）　（400単位）

(二)　経口維持加算（Ⅱ）　（100単位）

注
栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

注
経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。

(10)　口腔衛生管理体制加算（※1）　（1月につき　30単位を加算）

注
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

(11)　口腔衛生管理加算（※1）　（1月につき　90単位を加算）

注
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(12)　療養食加算　（1回につき　6単位を加算（1日に3回を限度））

(13)　在宅復帰支援機能加算（※1）　（1日につき　10単位を加算）

(14)　特定診療費（※1）

(15)　褥せつ支援加算（※1）　（1月につき　100単位を加算）

(16)　サービス提供体制強化加算

(一)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ　（1日につき　18単位を加算）

(二)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ　（1日につき　12単位を加算）

(三)　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　（1日につき　6単位を加算）

(四)　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　（1日につき　6単位を加算）

(17)　介護職員処遇改善加算

(一)　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　（1月につき　＋所定単位×26／1000）

(二)　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　（1月につき　＋所定単位×19／1000）

(三)　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　（1月につき　＋所定単位×10／1000）

(四)　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　（1月につき　＋(三)の90／100）

(五)　介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　（1月につき　＋(三)の80／100）

注
所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計

※　一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、（※1）を適用しない。

H30.1.26時点の案

4 介護医療院サービス

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所者の定員を超える場合	又は 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	又は 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 療養環境の基準(廊下)を満たさない場合	注 療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 若年性認知症入所者受入加算
イ Ⅰ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1)Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一)Ⅰ型介護医療院サービス費(i)<従来型個室>	要介護1	(694 単位)	−25単位	×70／100	×70／100			−69単位	−25単位	−25単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) +7単位	+120単位
			要介護2	(802 単位)						−80単位				
			要介護3	(1,035 単位)						−104単位				
			要介護4	(1,134 単位)						−113単位				
			要介護5	(1,223 単位)						−122単位				
		(二)Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)<多床室>	要介護1	(803 単位)						−80単位				
			要介護2	(911 単位)						−91単位				
			要介護3	(1,144 単位)						−114単位				
			要介護4	(1,243 単位)						−124単位				
			要介護5	(1,332 単位)						−133単位				
	(2)Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一)Ⅰ型介護医療院サービス費(i)<従来型個室>	要介護1	(684 単位)						−68単位				
			要介護2	(790 単位)						−79単位				
			要介護3	(1,020 単位)						−102単位				
			要介護4	(1,117 単位)						−112単位				
			要介護5	(1,205 単位)						−121単位				
		(二)Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)<多床室>	要介護1	(791 単位)						−79単位				
			要介護2	(898 単位)						−90単位				
			要介護3	(1,127 単位)						−113単位				
			要介護4	(1,224 単位)						−122単位				
			要介護5	(1,312 単位)						−131単位				
	(3)Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一)Ⅰ型介護医療院サービス費(i)<従来型個室>	要介護1	(668 単位)				×90／100		−67単位				
			要介護2	(774 単位)						−77単位				
			要介護3	(1,004 単位)						−100単位				
			要介護4	(1,101 単位)						−110単位				
			要介護5	(1,189 単位)						−119単位				
		(二)Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)<多床室>	要介護1	(775 単位)						−78単位				
			要介護2	(882 単位)						−88単位				
			要介護3	(1,111 単位)						−111単位				
			要介護4	(1,208 単位)						−121単位				
			要介護5	(1,296 単位)						−130単位				
ロ Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1)Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一)Ⅱ型介護医療院サービス費(i)<従来型個室>	要介護1	(649 単位)						−65単位				
			要介護2	(743 単位)						−74単位				
			要介護3	(947 単位)						−95単位				
			要介護4	(1,034 単位)						−103単位				
			要介護5	(1,112 単位)						−111単位				
		(二)Ⅱ型介護医療院サービス費(ii)<多床室>	要介護1	(758 単位)						−76単位				
			要介護2	(852 単位)						−85単位				
			要介護3	(1,056 単位)						−106単位				
			要介護4	(1,143 単位)						−114単位				
			要介護5	(1,221 単位)						−122単位				
	(2)Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一)Ⅱ型介護医療院サービス費(i)<従来型個室>	要介護1	(633 単位)						−63単位				
			要介護2	(727 単位)						−73単位				
			要介護3	(931 単位)						−93単位				
			要介護4	(1,018 単位)						−102単位				
			要介護5	(1,096 単位)						−110単位				
		(二)Ⅱ型介護医療院サービス費(ii)<多床室>	要介護1	(742 単位)						−74単位				
			要介護2	(836 単位)						−84単位				
			要介護3	(1,040 単位)						−104単位				
			要介護4	(1,127 単位)						−113単位				
			要介護5	(1,205 単位)						−121単位				
	(3)Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一)Ⅱ型介護医療院サービス費(i)<従来型個室>	要介護1	(622 単位)						−62単位				
			要介護2	(716 単位)						−72単位				
			要介護3	(920 単位)						−92単位				
			要介護4	(1,007 単位)						−101単位				
			要介護5	(1,085 単位)						−109単位				
		(二)Ⅱ型介護医療院サービス費(ii)<多床室>	要介護1	(731 単位)						−73単位				
			要介護2	(825 単位)						−83単位				
			要介護3	(1,029 単位)						−103単位				
			要介護4	(1,116 単位)						−112単位				
			要介護5	(1,194 単位)						−119単位				
ハ 特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1)Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一)Ⅰ型特別介護医療院サービス費(i)<従来型個室>	要介護1	(635 単位)				×90／100		−64単位				
			要介護2	(735 単位)						−74単位				
			要介護3	(954 単位)						−95単位				
			要介護4	(1,046 単位)						−105単位				
			要介護5	(1,130 単位)						−113単位				
		(二)Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ii)<多床室>	要介護1	(736 単位)						−74単位				
			要介護2	(838 単位)						−84単位				
			要介護3	(1,055 単位)						−106単位				
			要介護4	(1,148 単位)						−115単位				
			要介護5	(1,231 単位)						−123単位				
	(2)Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一)Ⅱ型特別介護医療院サービス費(i)<従来型個室>	要介護1	(590 単位)						−59単位				
			要介護2	(680 単位)						−68単位				
			要介護3	(874 単位)						−87単位				
			要介護4	(957 単位)						−96単位				
			要介護5	(1,031 単位)						−103単位				
		(二)Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ii)<多床室>	要介護1	(694 単位)						−69単位				
			要介護2	(784 単位)						−78単位				
			要介護3	(978 単位)						−98単位				
			要介護4	(1,060 単位)						−106単位				
			要介護5	(1,134 単位)						−113単位				
ニ ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(i)<ユニット型個室>	要介護1	(820 単位)					×97／100	−82単位				
			要介護2	(928 単位)						−93単位				
			要介護3	(1,161 単位)						−116単位				
			要介護4	(1,260 単位)						−126単位				
			要介護5	(1,349 単位)						−135単位				
		(二)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)<ユニット型個室的多床室>	要介護1	(820 単位)						−82単位				
			要介護2	(928 単位)						−93単位				
			要介護3	(1,161 単位)						−116単位				
			要介護4	(1,260 単位)						−126単位				
			要介護5	(1,349 単位)						−135単位				
	(2)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(i)<ユニット型個室>	要介護1	(810 単位)				×90／100		−81単位				
			要介護2	(916 単位)						−92単位				
			要介護3	(1,146 単位)						−115単位				
			要介護4	(1,243 単位)						−124単位				
			要介護5	(1,331 単位)						−133単位				
		(二)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)<ユニット型個室的多床室>	要介護1	(810 単位)						−81単位				
			要介護2	(916 単位)						−92単位				
			要介護3	(1,146 単位)						−115単位				
			要介護4	(1,243 単位)						−124単位				
			要介護5	(1,331 単位)						−133単位				
ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1)ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(i)<ユニット型個室>		要介護1	(819 単位)						−82単位				
			要介護2	(919 単位)						−92単位				
			要介護3	(1,135 単位)						−114単位				
			要介護4	(1,227 単位)						−123単位				
			要介護5	(1,310 単位)						−131単位				
	(2)ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(ii)<ユニット型個室的多床室>		要介護1	(819 単位)						−82単位				
			要介護2	(919 単位)						−92単位				
			要介護3	(1,135 単位)						−114単位				
			要介護4	(1,227 単位)						−123単位				
			要介護5	(1,310 単位)						−131単位				
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1)ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一)ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(i)<ユニット型個室>	要介護1	(770 単位)				×90／100		−77単位				
			要介護2	(870 単位)						−87単位				
			要介護3	(1,089 単位)						−109単位				
			要介護4	(1,181 単位)						−118単位				
			要介護5	(1,264 単位)						−126単位				
		(二)ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ii)<ユニット型個室的多床室>	要介護1	(770 単位)						−77単位				
			要介護2	(870 単位)						−87単位				
			要介護3	(1,089 単位)						−109単位				
			要介護4	(1,181 単位)						−118単位				
			要介護5	(1,264 単位)						−126単位				
	(2)ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一)ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(i)<ユニット型個室>	要介護1	(778 単位)						−78単位				
			要介護2	(873 単位)						−87単位				
			要介護3	(1,078 単位)						−108単位				
			要介護4	(1,166 単位)						−117単位				
			要介護5	(1,244 単位)						−124単位				
		(二)ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ii)<ユニット型個室的多床室>	要介護1	(778 単位)						−78単位				
			要介護2	(873 単位)						−87単位				
			要介護3	(1,078 単位)						−108単位				
			要介護4	(1,166 単位)						−117単位				
			要介護5	(1,244 単位)						−124単位				

注 外泊時費用			入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退所サービス費			入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 他科受診時費用			入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ト 初期加算 (1日につき +30単位)			
チ 再入所時栄養連携加算 (※2) (入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
リ 退所時指導等加算 (※2)	(一) 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	
		b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退所時指導加算 (400単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		d 退所時情報提供加算 (500単位)	注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		e 退所前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として 300単位算定)		
ヌ 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
ル 低栄養リスク改善加算 (※2) (1月につき 300単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
ヲ 経口移行加算 (※2) (1日につき 28単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ワ 経口維持加算 (1月につき)(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)		注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
カ 口腔衛生管理体制加算 (※2) (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ヨ 口腔衛生管理加算 (※2) (1月につき 90単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
タ 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
レ 在宅復帰支援機能加算 (※2) (1日につき 10単位を加算)			
ソ 特別診療費 (※2)			
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)		
	イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ナ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
ラ 重度認知症疾患療養体制加算	(一)重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
	(二)重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
ム 移行定着支援加算 (※2) (1日につき93単位を加算)			
ウ 排せつ支援加算 (※2) (1月につき 100単位を加算)			
ヰ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
ノ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26／1000)		注 所定単位は、イからヰまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19／1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10／1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90／100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80／100)		

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。

H30.1.26時点の案

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

介 護 予 防 サ ー ビ ス

：平成30年4月改定箇所

Ⅰ　指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1　介護予防訪問入浴介護費
2　介護予防訪問看護費
3　介護予防訪問リハビリテーション費
4　介護予防居宅療養管理指導費
5　介護予防通所リハビリテーション費
6　介護予防短期入所生活介護費
7　介護予防短期入所療養介護費
　イ　介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
　ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
　ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費
　ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
　ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
8　介護予防特定施設入居者生活介護費
9　介護予防福祉用具貸与費

Ⅱ　指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

　介護予防支援費

H30.1.26時点の案

Ⅰ　指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1　介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ　介護予防訪問入浴介護費　（1回につき　845単位）	×95／100	×70／100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100

ロ　サービス提供体制強化加算	(1)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ （1回につき　＋36単位）
	(2)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ （1回につき　＋24単位）
ハ　介護職員処遇改善加算	(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ) （1月につき　＋所定単位×58／1000）
	(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ) （1月につき　＋所定単位×42／1000）
	(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ) （1月につき　＋所定単位×23／1000）
	(4)　介護職員処遇改善加算(Ⅳ) （1月につき　(3)の90／100）
	(5)　介護職員処遇改善加算(Ⅴ) （1月につき　(3)の80／100）

注
所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

［脚注］
1．単位数算定記号の説明

＋○○単位	⇒	所定単位数　＋　○○単位
－○○単位	⇒	所定単位数　－　○○単位
×○○／100	⇒	所定単位数　×　○○／100
＋○○／100	⇒	所定単位数　＋　所定単位数×○○／100

H30.1.26時点の案

2 介護予防訪問看護費

		注 准看護師の場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 複数名訪問加算（Ⅰ）	注 複数名訪問加算（Ⅱ）	注 1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時介護予防訪問看護加算（※）	注 特別管理加算
基本部分												
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	（1）20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （300単位）	×90／100	夜間又は早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	30分未満の場合 ＋254単位 30分以上の場合 ＋402単位	30分未満の場合 ＋201単位 30分以上の場合 ＋317単位	＋300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき ＋574単位	1月につき （Ⅰ）の場合 ＋500単位 又は （Ⅱ）の場合 ＋250単位
	（2）30分未満 （448単位）											
	（3）30分以上1時間未満 （787単位）											
	（4）1時間以上1時間30分未満 （1,080単位）											
	（5）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （286単位） ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90／100											
ロ 病院又は診療所の場合	（1）20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （253単位）	×90／100				＋300単位					1月につき ＋315単位	
	（2）30分未満 （379単位）											
	（3）30分以上1時間未満 （548単位）											
	（4）1時間以上1時間30分未満 （807単位）											

ハ 初回加算
（1月につき ＋300単位）

ニ 退院時共同指導加算
（1回につき ＋600単位）

ホ 看護体制強化加算 （1月につき ＋300単位）

ヘ サービス提供体制強化加算
（1回につき ＋6単位）

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

			注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 リハビリテーションマネジメント加算	注 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
基本部分									
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 290単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1日につき ＋200単位	1月につき ＋230単位	1回につき －20単位
	介護老人保健施設の場合								
	介護医療院の場合								

ロ 事業所評価加算
（1月につき 120単位を加算）

ハ サービス提供体制強化加算
（1回につき ＋6単位）

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) （(2)以外）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （507単位）				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （483単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （442単位）				
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) （在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （294単位）				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （284単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （260単位）				
ロ 歯科医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （507単位）					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （483単位）					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 （442単位）					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 （月2回を限度）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （558単位）	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 ＋100単位	＋15／100	＋10／100	＋5／100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （414単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （378単位）				
	(2) 薬局の薬剤師の場合 （月4回を限度）	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （507単位）				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （376単位）				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （344単位）				
ニ 管理栄養士が行う場合 （月2回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （537単位）					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （483単位）					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 （442単位）					
ホ 歯科衛生士等が行う場合 （月4回を限度）	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 （353単位）					
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （323単位）					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 （295単位）					
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （402単位）		注 准看護師が行う場合 ×90／100			
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） （362単位）					

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。

H30.1.26時点の案

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 リハビリテーションマネジメント加算	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算（※）	注 若年性認知症利用者受入加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1（1月につき 1,712単位）	×70／100	×70／100	+5／100	1月につき +330単位	利用開始日の属する月から3月以内（1月につき +900単位） 利用開始日の属する月から3月超6月以内（1月につき +450単位）	減算対象月から6月以内 ×85／100	1月につき +240単位	−376単位
		要支援2（1月につき 3,615単位）								−752単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1（1月につき 1,712単位）								−376単位
		要支援2（1月につき 3,615単位）								−752単位
	介護医療院の場合	要支援1（1月につき 1,712単位）								−376単位
		要支援2（1月につき 3,615単位）								−752単位

ロ 運動器機能向上加算	（1月につき 225単位を加算）	
ハ 栄養改善加算	（1月につき 150単位を加算）	
ニ 栄養スクリーニング加算	（1回につき 5単位を加算（6月に1回を限度））	
ホ 口腔機能向上加算	（1月につき 150単位を加算）	
ヘ 選択的サービス複数実施加算	（1） 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善（1月につき 480単位を加算）
		運動器機能向上及び口腔機能向上（1月につき 480単位を加算）
		栄養改善及び口腔機能向上（1月につき 480単位を加算）
	（2） 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上（1月につき 700単位を加算）
ト 事業所評価加算	（1月につき 120単位を加算）	
チ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	要支援1（1月につき 72単位を加算）
		要支援2（1月につき 144単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	要支援1（1月につき 48単位を加算）
		要支援2（1月につき 96単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1（1月につき 24単位を加算）
		要支援2（1月につき 48単位を加算）
リ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×47／1000）	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×34／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×19／1000）	
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋（3）の90／100）	
	（5） 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき ＋（3）の80／100）	

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

H30.1.26時点の案

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	又は	注 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 生活機能向上連携加算	注 機能訓練体制加算	注 個別機能訓練加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要支援1 （465 単位）	×97／100	×70／100		×70／100	×97／100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき ＋13単位	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき ＋100単位	1日につき ＋12単位	1日につき ＋56単位	1日につき ＋200単位 (7日間を限度)	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
			要支援2 （577 単位）													
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)〈多床室〉	要支援1 （465 単位）													
			要支援2 （577 単位）													
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要支援1 （437 単位）													
			要支援2 （543 単位）													
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)〈多床室〉	要支援1 （437 単位）													
			要支援2 （543 単位）													
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要支援1 （543 単位）													
			要支援2 （660 単位）													
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)〈ユニット型個室的多床室〉	要支援1 （543 単位）													
			要支援2 （660 単位）													
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要支援1 （612 単位）													
			要支援2 （636 単位）													
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)〈ユニット型個室的多床室〉	要支援1 （612 単位）													
			要支援2 （636 単位）													

ハ 療養食加算	（1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度)）	
ニ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	（1日につき 3単位を加算）
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	（1日につき 4単位を加算）
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	（1日につき 18単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	（1日につき 12単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	（1日につき 6単位を加算）
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	（1日につき 6単位を加算）
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき ＋所定単位×83／1000）
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき ＋所定単位×60／1000）
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	（1月につき ＋所定単位×33／1000）
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	（1月につき ＋(3)の90／100）
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	（1月につき ＋(3)の80／100）

注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	注 夜勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 夜勤職員配置加算	注 個別リハビリテーション実施加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 老年性認知症利用者受入加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>【基本型】	要支援1 (578 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき+24単位	1日につき+240単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位	1日につき+34単位		片道につき+184単位
			要支援2 (719 単位)											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 (619 単位)										1日につき+46単位	
			要支援2 (759 単位)											
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)<多床室>【基本型】	要支援1 (611 単位)									1日につき+34単位		
			要支援2 (765 単位)											
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)<多床室>【在宅強化型】	要支援1 (658 単位)										1日につき+46単位	
			要支援2 (813 単位)											
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養型老健:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>【療養型】	要支援1 (582 単位)											
			要支援2 (723 単位)											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>【療養型】	要支援1 (619 単位)											
			要支援2 (774 単位)											
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養型老健:看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>【療養型】	要支援1 (582 単位)											
			要支援2 (723 単位)											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>【療養型】	要支援1 (619 単位)											
			要支援2 (774 単位)											
	(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)<特別介護老人保健施設予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (566 単位)											
			要支援2 (705 単位)											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (599 単位)											
			要支援2 (750 単位)											
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>【基本型】	要支援1 (621 単位)						1日につき+240単位			1日につき+34単位		
			要支援2 (778 単位)											
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 (666 単位)										1日につき+46単位	
			要支援2 (823 単位)											
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)<ユニット型個室的多床室>【基本型】	要支援1 (621 単位)									1日につき+34単位		
			要支援2 (778 単位)											
		d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)<ユニット型個室的多床室>【在宅強化型】	要支援1 (666 単位)										1日につき+46単位	
			要支援2 (823 単位)											
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養型老健:看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)											
			要支援2 (806 単位)											
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>【療養型】	要支援1 (649 単位)											
			要支援2 (806 単位)											
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養型老健:看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)											
			要支援2 (806 単位)											
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>【療養型】	要支援1 (649 単位)											
			要支援2 (806 単位)											
	(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型特別介護老人保健施設予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (609 単位)											
			要支援2 (762 単位)											
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>	要支援1 (609 単位)											
			要支援2 (762 単位)											

注 特別療養費

注 療養体制維持特別加算
- (一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)
- (二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)

(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

(4) 認知症専門ケア加算
- (一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
- (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

(5) 緊急時施設療養費
- (一) 緊急時治療管理
  - 療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)
  - 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)
- (二) 特定治療

(6) サービス提供体制強化加算
- (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
- (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
- (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
- (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

(7) 介護職員処遇改善加算
- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000)
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000)
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000)
- (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)
- (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)

所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

[ ] : 「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合 又は	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	注 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	注 僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 （1日につき）	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<6:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） <従来型個室>	要支援1 （ 523 単位）													
			要支援2 （ 657 単位）													
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 （ 551 単位）													
			要支援2 （ 685 単位）													
		c.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅲ） <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 （ 541 単位）													
			要支援2 （ 675 単位）													
		d.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅳ） <多床室>	要支援1 （ 579 単位）													
			要支援2 （ 734 単位）													
		e.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅴ） <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 （ 612 単位）													
			要支援2 （ 767 単位）													
		f.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅵ） <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 （ 600 単位）													
			要支援2 （ 755 単位）													
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護<6:1> 介護<5:1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） <従来型個室>	要支援1 （ 492 単位）													
			要支援2 （ 617 単位）													
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） <療養機能強化型> <従来型個室>	要支援1 （ 507 単位）													
			要支援2 （ 632 単位）													
		c.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅲ） <多床室>	要支援1 （ 550 単位）													
			要支援2 （ 696 単位）													
		d.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅳ） <療養機能強化型> <多床室>	要支援1 （ 568 単位）													
			要支援2 （ 714 単位）													
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ） 看護<6:1> 介護<6:1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） <従来型個室>	要支援1 （ 476 単位）													
			要支援2 （ 594 単位）			×70／100	×90／100		×90／100							
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） <多床室>	要支援1 （ 534 単位）													
			要支援2 （ 674 単位）	−25単位	×70／100			−12単位			病院療養病床療養環境減算 −25単位	−12単位	夜間勤務等看護（Ⅰ） +23単位 夜間勤務等看護（Ⅱ） +14単位 夜間勤務等看護（Ⅲ） +14単位 夜間勤務等看護（Ⅳ） +7単位	1日につき +200単位 （7日間を限度）	1日につき +120単位	片道につき +184単位
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 （1日につき）	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<6:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） <従来型個室>	要支援1 （ 532 単位）													
			要支援2 （ 666 単位）													
		b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） <多床室>	要支援1 （ 589 単位）													
			要支援2 （ 744 単位）													
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護<8:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） <従来型個室>	要支援1 （ 532 単位）													
			要支援2 （ 666 単位）													
		b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） <多床室>	要支援1 （ 589 単位）													
			要支援2 （ 744 単位）													
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 （1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） <ユニット型個室>		要支援1 （ 605 単位）													
			要支援2 （ 762 単位）													
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ） <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1 （ 633 単位）													
			要支援2 （ 790 単位）													
	(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ） <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要支援1 （ 623 単位）													
			要支援2 （ 780 単位）			×70／100	×90／100		×90／100							
	(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ） <ユニット型個室的多床室>		要支援1 （ 605 単位）													
			要支援2 （ 762 単位）							×97／100						
	(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅴ） <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>		要支援1 （ 633 単位）													
			要支援2 （ 790 単位）													
	(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅵ） <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>		要支援1 （ 623 単位）													
			要支援2 （ 780 単位）													
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 （1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） <ユニット型個室>		要支援1 （ 605 単位）													
			要支援2 （ 762 単位）													
	(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ） <ユニット型個室的多床室>		要支援1 （ 605 単位）													
			要支援2 （ 762 単位）													

(5) 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））	
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）	
	(二)認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）	
(7) 特定診療費		
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1日につき 18単位を加算）	
	(二) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1日につき 12単位を加算）	
	(三) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 6単位を加算）	
	(四) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）	
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×26／1000）	注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×19／1000）	
	(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×10／1000）	
	(四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋(三)の90／100）	
	(五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋(三)の80／100）	

（点線枠）：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

H30.1.26時点の案

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (　507 単位)	×70/100		診療所設備基準減算 −60単位	−25単位	1日につき ＋200単位 (7日間を限度)	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
			要支援2 (　637 単位)							
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<療養機能強化型A><従来型個室>	要支援1 (　534 単位)							
			要支援2 (　664 単位)							
		c.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)<療養機能強化型B><従来型個室>	要支援1 (　525 単位)							
			要支援2 (　655 単位)							
		d.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)<多床室>	要支援1 (　564 単位)							
			要支援2 (　715 単位)							
		e.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅴ)<療養機能強化型A><多床室>	要支援1 (　596 単位)							
			要支援2 (　747 単位)							
		f.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅵ)<療養機能強化型B><多床室>	要支援1 (　585 単位)							
			要支援2 (　736 単位)							
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (　451 単位)							
			要支援2 (　563 単位)							
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (　514 単位)							
			要支援2 (　649 単位)							
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>		要支援1 (　589 単位)		×97／100					
			要支援2 (　742 単位)							
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>		要支援1 (　616 単位)							
			要支援2 (　769 単位)							
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>		要支援1 (　607 単位)							
			要支援2 (　760 単位)							
	(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型個室的多床室>		要支援1 (　589 単位)							
			要支援2 (　742 単位)							
	(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型個室的多床室>		要支援1 (　616 単位)							
			要支援2 (　769 単位)							
	(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型個室的多床室>		要支援1 (　607 単位)							
			要支援2 (　760 単位)							

(3) 療養食加算
(1回につき　8単位を加算(1日に3回を限度))

(4) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき　3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき　4単位を加算)

(5) 特定診療費

(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき　18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき　12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき　6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき　6単位を加算)

(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき　＋所定単位×26／1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき　＋所定単位×19／1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき　＋所定単位×10／1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき　＋(三)の90／100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき　＋(三)の80／100)

注
所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分					注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	又は 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (813 単位)	×70／100	×70／100	×90／100	−12単位	×90／100		片道につき +184単位
				要支援2 (974 単位)							
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (919 単位)							
				要支援2 (1,074 単位)							
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (750 単位)							
				要支援2 (919 単位)							
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (808 単位)							
				要支援2 (998 単位)							
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (728 単位)							
				要支援2 (892 単位)							
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (786 単位)							
				要支援2 (971 単位)							
		(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (716 単位)							
				要支援2 (876 単位)							
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (773 単位)							
				要支援2 (955 単位)							
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (656 単位)							
				要支援2 (817 単位)							
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (763 単位)							
				要支援2 (918 単位)							
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>			要支援1 (564 単位)		×70／100	×90／100		×90／100		
				要支援2 (725 単位)							
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>			要支援1 (622 単位)							
				要支援2 (804 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (939 単位)						×97／100	
				要支援2 (1,095 単位)							
			b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>	要支援1 (939 単位)							
				要支援2 (1,095 単位)							
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (832 単位)							
				要支援2 (1,024 単位)							
			b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>	要支援1 (832 単位)							
				要支援2 (1,024 単位)							

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26／1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19／1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10／1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90／100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80／100)	

[ ] ：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所者の定員を超える場合 又は	注 医師、薬剤師、看護職員、介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 療養環境の基準(廊下)を満たさない場合	注 療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1)Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (576 単位)	−25単位	×70／100	×70／100			−25単位	−25単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) +7単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +134単位
			要支援2 (710 単位)											
		b.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (637 単位)											
			要支援2 (792 単位)											
	(二)Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (566 単位)											
			要支援2 (700 単位)											
		b.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (625 単位)											
			要支援2 (780 単位)											
	(三)Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (550 単位)				×90／100							
			要支援2 (684 単位)											
		b.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (609 単位)											
			要支援2 (764 単位)											
(2)Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (549 単位)											
			要支援2 (672 単位)											
		b.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (610 単位)											
			要支援2 (754 単位)											
	(二) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (533 単位)											
			要支援2 (656 単位)											
		b.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (594 単位)											
			要支援2 (738 単位)											
	(三)Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (522 単位)											
			要支援2 (645 単位)											
		b.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (583 単位)											
			要支援2 (727 単位)											
(3)特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a.Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (523 単位)				×90／100							
			要支援2 (650 単位)											
		b.Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (579 単位)											
			要支援2 (726 単位)											
	(二)Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a.Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (498 単位)											
			要支援2 (615 単位)											
		b.Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (556 単位)											
			要支援2 (693 単位)											
(4)ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (658 単位)					×97／100						
			要支援2 (815 単位)											
		b.ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>	要支援1 (658 単位)											
			要支援2 (815 単位)											
	(二)ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (648 単位)				×90／100							
			要支援2 (805 単位)											
		b.ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>	要支援1 (648 単位)											
			要支援2 (805 単位)											
(5)ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>		要支援1 (672 単位)											
			要支援2 (818 単位)											
	(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>		要支援1 (672 単位)											
			要支援2 (818 単位)											
(6)ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a.ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (616 単位)				×90／100							
			要支援2 (765 単位)											
		b.ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>	要支援1 (616 単位)											
			要支援2 (765 単位)											
	(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a.ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (641 単位)											
			要支援2 (779 単位)											
		b.ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型個室的多床室>	要支援1 (641 単位)											
			要支援2 (779 単位)											

(7) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(8) 緊急時施設診療費	イ 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)
	ロ 特定治療
(9) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(10) 特別診療費 (※2)	
(11) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(12) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26／1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19／1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10／1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90／100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80／100)

注
所定単位は、(1)から(11)までにより算定した単位数の合計

[破線枠]：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

H30.1.26時点の案

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 生活機能向上連携加算	注 個別機能訓練加算	注 認知症高齢者受入加算	注 医療機関連携加算	注 口腔衛生管理体制加算	注 栄養スクリーニング加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 （1日につき）	要支援1（ 180 単位）	×70／100		－18単位	1月につき＋200単位 ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋12単位	1日につき＋120単位	1月につき＋80単位	1月につき＋30単位	1回につき＋5単位（6月に1回を限度）		
	要支援2（ 309 単位）			－31単位								
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 （1日につき 55単位）			×70／100								1日につき＋20単位	•介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 （介護予防通所介護等の選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）の加算が可能） •介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業（「指定介護予防訪問介護」又は「指定第一号訪問事業」）によるもの」がある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業（「指定介護予防通所介護」又は「指定第一号通所事業」）によるもの」がある。

ハ 認知症専門ケア加算 （イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）	
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）	
ニ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1日につき 18単位を加算）	
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1日につき 12単位を加算）	
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 6単位を加算）	
	（4） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）	
ホ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×82／1000）	注 所定単位は、イから二までにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×60／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×33／1000）	
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（3）の90／100）	
	（5） 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋（3）の80／100）	

※ 限度額　要支援1　5,003単位
　　要支援2　10,473単位

9 介護予防福祉用具貸与費

		注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 （既に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数）	車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の100／100を限度）	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の2／3を限度）	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の1／3を限度）

[　　]：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）

Ⅱ　指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分
イ　介護予防支援費(1月につき) (430単位)
ロ　初回加算　(＋300単位)
ハ　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (＋300単位)

H30.1.26時点の案

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

地 域 密 着 型 サ ー ビ ス

：平成30年4月改定箇所

Ⅰ　指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
１　定期巡回･随時対応型訪問介護看護費
２　夜間対応型訪問介護費
２ー２　地域密着型通所介護費
３　認知症対応型通所介護費
４　小規模多機能型居宅介護費
５　認知症対応型共同生活介護費
６　地域密着型特定施設入居者生活介護費
７　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
８　複合型サービス費

Ⅱ　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
１　介護予防認知症対応型通所介護費
２　介護予防小規模多機能型居宅介護費
３　介護予防認知症対応型共同生活介護費

H30.1.26時点の案

Ⅰ　指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注 准看護師によりサービス提供が行われる場合	注 通所サービス利用時の調整 （1日につき）	注 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	注 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算
イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ） （1月につき）	（1）訪問看護サービスを行わない場合	要介護1　（　5，666 単位）	×98／100	－62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき－600単位 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 1月につき－900単位	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき＋315単位	1月につき（Ⅰ）の場合＋500単位 又は （Ⅱ）の場合＋250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合＋2，000単位
		要介護2　（　10，114 単位）		－111単位							
		要介護3　（　16，793 単位）		－184単位							
		要介護4　（　21，242 単位）		－233単位							
		要介護5　（　25，690 単位）		－281単位							
	（2）訪問看護サービスを行う場合	要介護1　（　8，267 単位）		－91単位							
		要介護2　（　12，915 単位）		－141単位							
		要介護3　（　19，714 単位）		－216単位							
		要介護4　（　24，302 単位）		－266単位							
		要介護5　（　29，441 単位）		－322単位							
ロ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ） （1月につき）		要介護1　（　5，666 単位）		－62単位							
		要介護2　（　10，114 単位）		－111単位							
		要介護3　（　16，793 単位）		－184単位							
		要介護4　（　21，242 単位）		－233単位							
		要介護5　（　25，690 単位）		－281単位							

ハ　初期加算	（1日につき　＋30単位）
ニ　退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能	（1回につき　＋600単位）
ホ　総合マネジメント体制強化加算	（1月につき　1，000単位を加算）
ヘ　生活機能向上連携加算	（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき　＋100単位）
	（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき　＋200単位）
ト　サービス提供体制強化加算	（1）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1月につき　＋640単位）
	（2）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1月につき　＋500単位）
	（3）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1月につき　＋350単位）
	（4）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1月につき　＋350単位）
チ　介護職員処遇改善加算	（1）　介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×137／1000
	（2）　介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×100／1000
	（3）　介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋所定単位×55／1000）
	（4）　介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋(3)の90／100）
	（5）　介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき　＋(3)の80／100）

注
所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計

：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

［脚注］
1．単位数算定記号の説明
＋○○単位　⇒　所定単位数　＋　○○単位
－○○単位　⇒　所定単位数　－　○○単位
×○○／100　⇒　所定単位数　×　○○／100
＋○○／100　⇒　所定単位数　＋　所定単位数×○○／100

H30.1.26時点の案

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）	基本夜間対応型訪問介護費 （1月につき 1，009単位）	1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100
	定期巡回サービス費 （1回につき 378単位）		
	随時訪問サービス費（Ⅰ） （1回につき 576単位）		
	随時訪問サービス費（Ⅱ） （1回につき 775単位）		
ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）	（1月につき 2，742単位）		
ハ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1回につき 18単位を加算）		
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1回につき 12単位を加算）		
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）イ （1月につき 126単位を加算）		
	（4） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ （1月につき 84単位を加算）		
ニ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×137／1000）	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×100／1000）		
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×55／1000）		
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（3）の90／100）		
	（5） 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋（3）の80／100）		

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

2−2 地域密着型通所介護費

基本部分

区分	時間	要介護度	単位
イ 地域密着型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 407 単位）
		要介護2	（ 466 単位）
		要介護3	（ 527 単位）
		要介護4	（ 586 単位）
		要介護5	（ 647 単位）
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 426 単位）
		要介護2	（ 488 単位）
		要介護3	（ 552 単位）
		要介護4	（ 614 単位）
		要介護5	（ 678 単位）
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 641 単位）
		要介護2	（ 757 単位）
		要介護3	（ 874 単位）
		要介護4	（ 990 単位）
		要介護5	（ 1,107 単位）
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 662 単位）
		要介護2	（ 782 単位）
		要介護3	（ 903 単位）
		要介護4	（ 1,023 単位）
		要介護5	（ 1,144 単位）
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 735 単位）
		要介護2	（ 868 単位）
		要介護3	（ 1,006 単位）
		要介護4	（ 1,144 単位）
		要介護5	（ 1,281 単位）
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 764 単位）
		要介護2	（ 903 単位）
		要介護3	（ 1,046 単位）
		要介護4	（ 1,190 単位）
		要介護5	（ 1,332 単位）
ロ 療養通所介護	(1) 3時間以上6時間未満		（1，007単位）
	(2) 6時間以上8時間未満		（1，511単位）

注（加算・減算）

注	項目	算定
注	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70/100 ×70/100
注	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	×70/100
注	8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位
注	共生型地域密着型通所介護を行う場合	指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100
注	生活相談員配置等加算	1日につき ＋13単位
注	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	＋5／100
注	入浴介助を行った場合	1日につき ＋50単位
注	中重度者ケア体制加算	1日につき −45単位
注	生活機能向上連携加算	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位
注	個別機能訓練加算（Ⅰ）	1日につき −46単位
注	個別機能訓練加算（Ⅱ）	1日につき ＋56単位
注	ADL維持等加算（Ⅰ）	1月につき ＋3単位
注	ADL維持等加算（Ⅱ）	1月につき ＋6単位
注	認知症加算	1日につき ＋60単位
注	若年性認知症利用者受入加算	1日につき ＋60単位
注	栄養改善加算	1回につき ＋150単位 （月2回を限度）
注	栄養スクリーニング加算	1回につき ＋5単位 （6月に1回を限度）
注	口腔機能向上加算	1回につき ＋150単位 （月2回を限度）
注	個別送迎体制強化加算	1日につき ＋210単位
注	入浴介助体制強化加算	1日につき ＋60単位
注	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	1日につき −94単位
注	事業所が送迎を行わない場合	片道につき −47単位

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	（1回につき 18単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	（1回につき 12単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1回につき 6単位を加算）
	(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1回につき 6単位を加算）

ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×59／1000）
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×43／1000）
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×23／1000）
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき ＋(3)の90／100）
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき ＋(3)の80／100）

注
所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

3 認知症対応型通所介護費

基本部分					注 2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	注 8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合
イ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	(1) 認知症対応型通所介護費（ⅰ）	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 538 単位）		
			要介護2	（ 592 単位）		
			要介護3	（ 647 単位）		
			要介護4	（ 702 単位）		
			要介護5	（ 756 単位）		
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 564 単位）	×63/100	
			要介護2	（ 620 単位）		
			要介護3	（ 678 単位）		
			要介護4	（ 735 単位）		
			要介護5	（ 792 単位）		
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 849 単位）		
			要介護2	（ 941 単位）		
			要介護3	（ 1,031 単位）		
			要介護4	（ 1,122 単位）		
			要介護5	（ 1,214 単位）		
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 871 単位）		
			要介護2	（ 965 単位）		
			要介護3	（ 1,057 単位）		
			要介護4	（ 1,151 単位）		
			要介護5	（ 1,245 単位）		
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 985 単位）		
			要介護2	（ 1,092 単位）		
			要介護3	（ 1,199 単位）		
			要介護4	（ 1,307 単位）		
			要介護5	（ 1,414 単位）		
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 1,017 単位）		9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位
			要介護2	（ 1,127 単位）		
			要介護3	（ 1,237 単位）		
			要介護4	（ 1,349 単位）		
			要介護5	（ 1,459 単位）		
	(2) 認知症対応型通所介護費（ⅱ）	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 487 単位）		
			要介護2	（ 536 単位）		
			要介護3	（ 584 単位）		
			要介護4	（ 633 単位）		
			要介護5	（ 682 単位）		
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 510 単位）	×63/100	
			要介護2	（ 561 単位）		
			要介護3	（ 612 単位）		
			要介護4	（ 663 単位）		
			要介護5	（ 714 単位）		
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 764 単位）		
			要介護2	（ 845 単位）		
			要介護3	（ 927 単位）		
			要介護4	（ 1,007 単位）		
			要介護5	（ 1,089 単位）		
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 783 単位）		
			要介護2	（ 867 単位）		
			要介護3	（ 951 単位）		
			要介護4	（ 1,033 単位）		
			要介護5	（ 1,117 単位）		
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 885 単位）		
			要介護2	（ 980 単位）		
			要介護3	（ 1,076 単位）		
			要介護4	（ 1,172 単位）		
			要介護5	（ 1,267 単位）		
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 913 単位）		9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位
			要介護2	（ 1,011 単位）		
			要介護3	（ 1,110 単位）		
			要介護4	（ 1,210 単位）		
			要介護5	（ 1,308 単位）		
ロ 認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	(1) 3時間以上4時間未満		要介護1	（ 264 単位）		
			要介護2	（ 274 単位）		
			要介護3	（ 283 単位）		
			要介護4	（ 292 単位）		
			要介護5	（ 302 単位）		
	(2) 4時間以上5時間未満		要介護1	（ 276 単位）	×63/100	
			要介護2	（ 287 単位）		
			要介護3	（ 296 単位）		
			要介護4	（ 306 単位）		
			要介護5	（ 316 単位）		
	(3) 5時間以上6時間未満		要介護1	（ 441 単位）		
			要介護2	（ 456 単位）		
			要介護3	（ 473 単位）		
			要介護4	（ 489 単位）		
			要介護5	（ 505 単位）		
	(4) 6時間以上7時間未満		要介護1	（ 453 単位）		
			要介護2	（ 468 単位）		
			要介護3	（ 485 単位）		
			要介護4	（ 501 単位）		
			要介護5	（ 517 単位）		
	(5) 7時間以上8時間未満		要介護1	（ 518 単位）		
			要介護2	（ 537 単位）		
			要介護3	（ 555 単位）		
			要介護4	（ 573 単位）		
			要介護5	（ 593 単位）		
	(6) 8時間以上9時間未満		要介護1	（ 535 単位）		9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位
			要介護2	（ 554 単位）		
			要介護3	（ 573 単位）		
			要介護4	（ 592 単位）		
			要介護5	（ 612 単位）		

注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 入浴介助を行った場合	注 生活機能向上連携加算	注 個別機能訓練加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 栄養スクリーニング加算	注 口腔機能向上加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
×70/100		×70/100	1日につき +50単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位（月2回を限度）	1回につき +5単位（6月に1回を限度）	1回につき +150単位（月2回を限度）	1日につき −94単位	片道につき −47単位

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1回につき 18単位を加算）	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ（1回につき 12単位を加算）	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき 6単位を加算）	
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき +所定単位×104／1000）	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき +所定単位×76／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき +所定単位×42／1000）	
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき +(3)の90／100）	
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき +(3)の80／100）	

（破線枠）：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

4　小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 過少サービスに対する減算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	（1） 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1（ 10,320 単位）	×70／100	×70／100	×70／100	+5／100
		要介護2（ 15,167 単位）				
		要介護3（ 22,062 単位）				
		要介護4（ 24,350 単位）				
		要介護5（ 26,849 単位）				
	（2） 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1（ 9,298 単位）				
		要介護2（ 13,665 単位）				
		要介護3（ 19,878 単位）				
		要介護4（ 21,939 単位）				
		要介護5（ 24,191 単位）				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1（ 565 単位）				
		要介護2（ 632 単位）				
		要介護3（ 700 単位）				
		要介護4（ 767 単位）				
		要介護5（ 832 単位）				

ハ 初期加算（イを算定する場合のみ算定）		（1日につき 30単位を加算）
ニ 認知症加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症加算（Ⅰ）	（1月につき 800単位を加算）
	（2） 認知症加算（Ⅱ）	（1月につき 500単位を加算）
ホ 若年性認知症利用者受入加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 800単位を加算）
ヘ 看護職員配置加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 看護職員配置加算（Ⅰ）	（1月につき 900単位を加算）
	（2） 看護職員配置加算（Ⅱ）	（1月につき 700単位を加算）
	（3） 看護職員配置加算（Ⅲ）	（1月につき 480単位を加算）
ト 看取り連携体制加算（イを算定する場合のみ算定）		（1日につき 64単位を加算）
チ 訪問体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 1,000単位を加算）
リ 総合マネジメント体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 1,000単位を加算）
ヌ 生活機能向上連携加算	（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）	（1月につき ＋100単位）
	（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	（1月につき ＋200単位）
ル 栄養スクリーニング加算（イを算定する場合のみ算定）		（1回につき 5単位を加算（6月に1回を限度））
ヲ サービス提供体制強化加算	（1） イを算定している場合	
	（一） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	（1月につき 640単位を加算）
	（二） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	（1月につき 500単位を加算）
	（三） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき 350単位を加算）
	（四） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1月につき 350単位を加算）
	（2） ロを算定している場合	
	（一） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	（1日につき 21単位を加算）
	（二） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	（1日につき 16単位を加算）
	（三） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 12単位を加算）
	（四） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 12単位を加算）
ワ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×102／1000）
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×74／1000）
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×41／1000）
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき ＋(3)の90／100）
	（5） 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき ＋(3)の80／100）

注
所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (759 単位)	×97/100	×70/100		×70/100	−76単位	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位
		要介護2 (795 単位)					−80単位				
		要介護3 (818 単位)					−82単位				
		要介護4 (835 単位)					−84単位				
		要介護5 (852 単位)					−85単位				
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (747 単位)					−75単位				
		要介護2 (782 単位)					−78単位				
		要介護3 (806 単位)					−81単位				
		要介護4 (822 単位)					−82単位				
		要介護5 (838 単位)					−84単位				
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (787 単位)						1日につき+50単位			
		要介護2 (823 単位)									
		要介護3 (847 単位)									
		要介護4 (863 単位)									
		要介護5 (880 単位)									
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (775 単位)							1日につき+25単位		
		要介護2 (811 単位)									
		要介護3 (835 単位)									
		要介護4 (851 単位)									
		要介護5 (867 単位)									

注 入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

注 看取り介護加算(イを算定する場合のみ算定)	
	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)

ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)

ニ 医療連携体制加算	
	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 39単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 49単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 59単位を加算)

ホ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))

ヘ 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)	
	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

ト 生活機能向上連携加算	(1月につき 200単位を加算)

チ 口腔衛生管理体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

リ 栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))

ヌ サービス提供体制強化加算	
	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

ル 介護職員処遇改善加算		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計
	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)	

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

H30.1.26時点の案

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 入居継続支援加算	注 生活機能向上連携加算	注 個別機能訓練加算	注 夜間看護体制加算	注 若年性認知症入居者受入加算	注 医療機関連携加算	注 口腔衛生管理体制加算	注 栄養スクリーニング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）	要介護1（ 534 単位） 要介護2（ 599 単位） 要介護3（ 668 単位） 要介護4（ 732 単位） 要介護5（ 800 単位）	×70／100	−53単位 −60単位 −67単位 −73単位 −80単位	1日につき ＋36単位	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき ＋12単位	1日につき ＋10単位	1日につき ＋120単位	1月につき ＋80単位	1月につき ＋30単位	1回につき ＋5単位 （6月に1回を限度）
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）※	要介護1（ 534 単位） 要介護2（ 599 単位） 要介護3（ 668 単位） 要介護4（ 732 単位） 要介護5（ 800 単位）	×70／100					1日につき ＋10単位	1日につき ＋120単位			

ハ 退院・退所時連携加算（イを算定する場合のみ算定） （1日につき 30単位を加算）	
ニ 看取り介護加算 （イを算定する場合のみ算定）	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算） (2) 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算） (3) 死亡日 （1日につき 1,280単位を加算）
ホ 認知症専門ケア加算 （イを算定する場合のみ算定）	(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算） (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1日につき 18単位を加算） (2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1日につき 12単位を加算） (3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 6単位を加算） (4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×82／1000） (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×60／1000） (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×33／1000） (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋(3)の90／100） (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋(3)の80／100）

注
所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

H30.1.26時点の案

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合 又は	注 介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 日常生活継続支援加算	注 看護体制加算(Ⅰ)	注 看護体制加算(Ⅱ)	注 夜勤職員配置加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	注 夜勤職員配置加算(Ⅲ)・(Ⅳ)	注 準ユニットケア加算	注 生活機能向上連携加算	注 個別機能訓練加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注 専従の常勤医師を配置している場合	注 精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	注 障害者生活支援体制加算(Ⅰ)	注 障害者生活支援体制加算(Ⅱ)
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)(1日につき)<従来型個室>	要介護1 (565 単位)					−57単位													
		要介護2 (634 単位)					−63単位													
		要介護3 (704 単位)					−70単位													
		要介護4 (774 単位)					−77単位													
		要介護5 (841 単位)					−84単位													
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)(1日につき)<多床室>	要介護1 (565 単位)					−57単位	+36単位			+41単位	+56単位	+5単位							
		要介護2 (634 単位)					−63単位													
		要介護3 (704 単位)					−70単位													
		要介護4 (774 単位)					−77単位													
		要介護5 (841 単位)					−84単位													
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)(1日につき)<ユニット型個室>	要介護1 (644 単位)					−64単位		+12単位	+23単位										
		要介護2 (712 単位)					−71単位													
		要介護3 (785 単位)					−79単位													
		要介護4 (854 単位)					−85単位													
		要介護5 (922 単位)					−92単位													
	(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)(1日につき)<ユニット型個室的多床室>	要介護1 (644 単位)				×97／100	−64単位	+46単位			+46単位	+61単位								
		要介護2 (712 単位)					−71単位													
		要介護3 (785 単位)					−79単位													
		要介護4 (854 単位)					−85単位													
		要介護5 (922 単位)					−92単位													
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (659 単位)	×97／100	×70／100	×70／100		−66単位							1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位	+41単位
		要介護2 (724 単位)					−72単位													
		要介護3 (794 単位)					−79単位													
		要介護4 (859 単位)					−86単位													
		要介護5 (923 単位)					−92単位													
	(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 (659 単位)					−66単位	+36単位			+13単位	+16単位	+5単位							
		要介護2 (724 単位)					−72単位													
		要介護3 (794 単位)					−79単位													
		要介護4 (859 単位)					−86単位													
		要介護5 (923 単位)					−92単位													
ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 (730 単位)					−73単位		+4単位	+8単位										
		要介護2 (795 単位)					−80単位													
		要介護3 (866 単位)					−87単位													
		要介護4 (931 単位)					−93単位													
		要介護5 (995 単位)					−100単位													
	(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)<ユニット型個室的多床室>	要介護1 (730 単位)				×97／100	−73単位	+46単位			+18単位	+21単位								
		要介護2 (795 単位)					−80単位													
		要介護3 (866 単位)					−87単位													
		要介護4 (931 単位)					−93単位													
		要介護5 (995 単位)					−100単位													

項目	内容	注
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注 外泊時在宅サービス利用費用		入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定
ホ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
ヘ 再入所時栄養連携加算	(入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ト 退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
	(3) 退所時相談援助加算 (400単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
	(4) 退所前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
チ 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
リ 低栄養リスク改善加算	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
ヌ 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ル 経口維持加算(1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
ヲ 口腔衛生管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ワ 口腔衛生管理加算	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
カ 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
ヨ 配置医師緊急時対応加算	(1) 早朝・夜間の場合 (1回につき 650単位を加算)	
	(2) 深夜の場合 (1回につき 1300単位を加算)	
タ 看取り介護加算 (1)看取り介護加算(Ⅰ)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)	
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)	
	(3) 死亡日 (1日につき 1280単位を加算)	
タ 看取り介護加算 (2)看取り介護加算(Ⅱ)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)	
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 780単位を加算)	
	(3) 死亡日 (1日につき 1580単位を加算)	
レ 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 10単位を加算)	
ソ 在宅・入所相互利用加算	(1日につき 40単位を加算)	
ツ 小規模拠点集合型施設加算	(1日につき 50単位を加算)	
ネ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ナ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
ラ 褥瘡マネジメント加算	(1月につき 10単位を加算(3月に1回を限度))	
ム 排せつ支援加算	(1月につき 100単位を加算)	
ウ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ヰ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×83／1000)	注 所定単位は、イからウまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×60／1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×33／1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(3)の90／100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき ＋(3)の80／100)	

H30.1.26時点の案

8 複合型サービス費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 過少サービスに対する減算	注 サテライト体制未整備減算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 訪問看護体制減算（1月につき）	注 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1月につき）	注 特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1日につき）
イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	（1）同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1（ 12,341単位）	×70／100	×70／100	×70／100	×97／100	+5／100	−925単位	−925単位	−30単位
		要介護2（ 17,268単位）						−925単位	−925単位	−30単位
		要介護3（ 24,274単位）						−925単位	−925単位	−30単位
		要介護4（ 27,531単位）						−1,850単位	−1,850単位	−60単位
		要介護5（ 31,141単位）						−2,914単位	−2,914単位	−95単位
	（2）同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1（ 11,119単位）						−925単位	−925単位	−30単位
		要介護2（ 15,558単位）						−925単位	−925単位	−30単位
		要介護3（ 21,871単位）						−925単位	−925単位	−30単位
		要介護4（ 24,805単位）						−1,850単位	−1,850単位	−60単位
		要介護5（ 28,058単位）						−2,914単位	−2,914単位	−95単位
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）		要介護1（ 565単位）								
		要介護2（ 632単位）								
		要介護3（ 700単位）								
		要介護4（ 767単位）								
		要介護5（ 832単位）								

ハ 初期加算（イを算定する場合のみ算定）		（1日につき 30単位を加算）
ニ 認知症加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）認知症加算（Ⅰ）	（1月につき 800単位を加算）
	（2）認知症加算（Ⅱ）	（1月につき 500単位を加算）
ホ 若年性認知症利用者受入加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 800単位を加算）
ヘ 栄養スクリーニング加算（イを算定する場合のみ算定）		（1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度)）
ト 退院時共同指導加算（イを算定する場合のみ算定）		（1回につき 600単位を加算）
チ 緊急時訪問看護加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 574単位を加算）
リ 特別管理加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）特別管理加算（Ⅰ）	（1月につき 500単位を加算）
	（2）特別管理加算（Ⅱ）	（1月につき 250単位を加算）
ヌ ターミナルケア加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 2,000単位を加算）
ル 看護体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）看護体制強化加算（Ⅰ）	（1月につき 3,000単位を加算）
	（2）看護体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき 2,500単位を加算）
ヲ 訪問体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 1,000単位を加算）
ワ 総合マネジメント体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 1,000単位を加算）
カ サービス提供体制強化加算	（1）イを算定している場合	
	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	（1月につき 640単位を加算）
	（二）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	（1月につき 500単位を加算）
	（三）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき 350単位を加算）
	（四）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1月につき 350単位を加算）
	（2）ロを算定している場合	
	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	（1日につき 21単位を加算）
	（二）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	（1日につき 16単位を加算）
	（三）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 12単位を加算）
	（四）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 12単位を加算）
ヨ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×102／1000）
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×74／1000）
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×41／1000）
	（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき ＋(3)×90／100）
	（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき ＋(3)×80／100）

注
死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注
所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

Ⅱ　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1　介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
				利用者の数が利用定員を超える場合	又は	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	8時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	栄養スクリーニング加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	事業所が送迎を行わない場合
イ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費（ⅰ）（旧単独型）	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1（ 471 単位）														
			要支援2（ 521 単位）														
		(二) 4時間以上5時間未満	要支援1（ 493 単位）				×63/100										
			要支援2（ 546 単位）														
		(三) 5時間以上6時間未満	要支援1（ 735 単位）														
			要支援2（ 821 単位）														
		(四) 6時間以上7時間未満	要支援1（ 754 単位）														
			要支援2（ 842 単位）														
		(五) 7時間以上8時間未満	要支援1（ 852 単位）														
			要支援2（ 952 単位）														
		(六) 8時間以上9時間未満	要支援1（ 879 単位）					9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位									
			要支援2（ 982 単位）														
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費（ⅱ）（旧併設型）	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1（ 425 単位）														
			要支援2（ 472 単位）														
		(二) 4時間以上5時間未満	要支援1（ 445 単位）				×63/100										
			要支援2（ 494 単位）														
		(三) 5時間以上6時間未満	要支援1（ 661 単位）														
			要支援2（ 737 単位）														
		(四) 6時間以上7時間未満	要支援1（ 678 単位）	×70/100		×70/100			1日につき +50単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	+27単位	1日につき +60単位	1月につき +150単位	1回につき +5単位（6月に1回を限度）	1月につき +150単位	1日につき −94単位	片道につき −47単位
			要支援2（ 756 単位）														
		(五) 7時間以上8時間未満	要支援1（ 766 単位）														
			要支援2（ 855 単位）														
		(六) 8時間以上9時間未満	要支援1（ 791 単位）					9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位									
			要支援2（ 882 単位）														
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	(1) 3時間以上4時間未満		要支援1（ 245 単位）														
			要支援2（ 259 単位）														
	(2) 4時間以上5時間未満		要支援1（ 257 単位）				×63/100										
			要支援2（ 271 単位）														
	(3) 5時間以上6時間未満		要支援1（ 409 単位）														
			要支援2（ 432 単位）														
	(4) 6時間以上7時間未満		要支援1（ 420 単位）														
			要支援2（ 443 単位）														
	(5) 7時間以上8時間未満		要支援1（ 480 単位）														
			要支援2（ 508 単位）														
	(6) 8時間以上9時間未満		要支援1（ 496 単位）					9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位									
			要支援2（ 524 単位）														

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1回につき 18単位を加算）	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ（1回につき 12単位を加算）	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき 6単位を加算）	
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×104／1000）	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×76／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×42／1000）	
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋(3)の90／100）	
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき ＋(3)の80／100）	

（破線枠）：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合	又は	注 従業者の員数が基準に満たない場合	注 過少サービスに対する減算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 (3,403 単位)	×70/100		×70/100	×70/100	+5/100
		要支援2 (6,877 単位)					
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,066 単位)					
		要支援2 (6,196 単位)					
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (419 単位)					
		要支援2 (524 単位)					

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)	
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)	
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1月につき 640単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 500単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 350単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)
	(2) ロを算定している場合	
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 21単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 16単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 12単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)

注
所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

H30.1.26時点の案

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (755 単位)	×97/100	×70/100		×70/100	−76単位	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (743 単位)					−74単位				
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (783 単位)						1日につき+50単位	1日につき+25単位		
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (771 単位)									

注 入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)
ニ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
ヘ 生活機能向上連携加算	(1月につき 200単位を加算)
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)

注
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

注
所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通				地域区分	1　１級地　6　２級地　7　３級地　2　４級地　3　５級地 4　６級地　9　７級地　5　その他	
11	訪問介護	1　身体介護 2　生活援助 3　通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1　定期巡回の指定を受けていない 2　定期巡回の指定を受けている 3　定期巡回の整備計画がある	1　なし　2　あり
				サービス提供責任者体制の減算	1　なし　2　あり	
				特定事業所加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ　5　加算Ⅳ	
				共生型サービスの提供（居宅介護事業所）	1　なし　2　あり	
				共生型サービスの提供（重度訪問介護事業所）	1　なし　2　あり	
				特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
12	訪問入浴介護			特別地域加算	1　なし　2　あり	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　3　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
13	訪問看護	1　訪問看護ステーション 2　病院又は診療所 3　定期巡回・随時対応サービス連携		特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				緊急時訪問看護加算	1　なし　2　あり	
				特別管理体制	1　対応不可　2　対応可	
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
				看護体制強化加算	1　なし　3　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　イ及びロの場合　3　ハの場合	

H30.1.26時点の案

14	訪問リハビリテーション	1　病院又は診療所 2　介護老人保健施設 3　介護医療院		特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　あり	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝマネジメント加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ　5　加算Ⅳ	
				社会参加支援加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　あり	
31	居宅療養管理指導			特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
15	通所介護	4　通常規模型事業所 6　大規模型事業所（Ⅰ） 7　大規模型事業所（Ⅱ）		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可	
				共生型サービスの提供（生活介護事業所）	1　なし　2　あり	
				共生型サービスの提供（自立訓練事業所）	1　なし　2　あり	
				共生型サービスの提供（児童発達支援事業所）	1　なし　2　あり	
				共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所）	1　なし　2　あり	
				生活相談員配置等加算	1　なし　2　あり	
				入浴介助体制	1　なし　2　あり	
				中重度者ケア体制加算	1　なし　2　あり	
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制Ⅰ	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制Ⅱ	1　なし　2　あり	
				ADL維持等加算〔申出〕の有無	1　なし　2　あり	
				ADL維持等加算	1　なし　2　あり	
				認知症加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養改善体制	1　なし　2　あり	
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

16	通所リハビリテーション	4　通常規模の事業所(病院・診療所) 7　通常規模の事業所(介護老人保健施設) A　通常規模の事業所(介護医療院) 5　大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所) 8　大規模の事業所(Ⅰ)(介護老人保健施設) B　大規模の事業所(Ⅰ)(介護医療院) 6　大規模の事業所(Ⅱ)(病院・診療所) 9　大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設) C　大規模の事業所(Ⅱ)(介護医療院)		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制加算	1　なし　2　あり	
				入浴介助体制	1　なし　2　あり	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝマネジメント加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ　5　加算Ⅳ	
				短期集中個別ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　あり	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				生活行為向上ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養改善体制	1　なし　2　あり	
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
				中重度者ケア体制加算	1　なし　2　あり	
				社会参加支援加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　4　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

21	短期入所生活介護	1　単独型 2　併設型・空床型 3　単独型ユニット型 4　併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				共生型サービスの提供（短期入所事業所）	1　なし　2　あり	
				生活相談員配置等加算	1　なし　2　あり	
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
				機能訓練指導体制	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				看護体制加算Ⅰ又はⅢ	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅲ	
				看護体制加算Ⅱ又はⅣ	1　なし　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅳ	
				医療連携強化加算	1　なし　2　あり	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　加算Ⅰ・加算Ⅱ　3　加算Ⅲ・加算Ⅳ	
				介護ロボットの導入	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算（空床型）	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

22	短期入所療養介護	1　介護老人保健施設（Ⅰ） 2　ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1　基本型 2　在宅強化型	夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		5　介護老人保健施設（Ⅱ） 6　ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7　介護老人保健施設（Ⅲ） 8　ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　言語聴覚療法　2　精神科作業療法　3　その他	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				特別療養費加算項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算Ⅰ	1　なし　2　あり	
				療養体制維持特別加算Ⅱ	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

22	短期入所療養介護	9　介護老人保健施設（Ⅳ） A　ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

23	短期入所療養介護	1　病院療養型	2　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 5　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 6　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 3　Ⅱ型（療養機能強化型以外） 7　Ⅱ型（療養機能強化型） 4　Ⅲ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		6　ユニット型病院療養型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

23	短期入所療養介護	A　病院経過型 C　ユニット型病院経過型	2　Ⅰ型 3　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

23	短期入所療養介護	2　診療所型	1　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 4　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 2　Ⅱ型	設備基準	1　基準型　2　減算型	
				食堂の有無	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		7　ユニット型診療所型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				設備基準	1　基準型　2　減算型	
				食堂の有無	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		3　認知症疾患型 8　ユニット型認知症疾患型 B　認知症経過型	5　Ⅰ型 6　Ⅱ型 7　Ⅲ型 8　Ⅳ型 9　Ⅴ型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　精神科作業療法　2　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

2A	短期入所療養介護	1　Ⅰ型介護医療院	1　Ⅰ型（Ⅰ） 2　Ⅰ型（Ⅱ） 3　Ⅰ型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		2　Ⅱ型介護医療院	1　Ⅱ型（Ⅰ） 2　Ⅱ型（Ⅱ） 3　Ⅱ型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

2A	短期入所療養介護	3　特別介護医療院	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		4　ユニット型Ⅰ型介護医療院	1　Ⅰ型（Ⅰ） 2　Ⅰ型（Ⅱ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

2A	短期入所療養介護	5　ユニット型Ⅱ型介護医療院		夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		6　ユニット型特別介護医療院	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

33	特定施設入居者生活介護	1　有料老人ホーム（介護専用型） 2　軽費老人ホーム（介護専用型） 3　養護老人ホーム（介護専用型） 5　有料老人ホーム（混合型） 6　軽費老人ホーム（混合型） 7　養護老人ホーム（混合型）	1　一般型 2　外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				入居継続支援加算	1　なし　2　あり	
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				夜間看護体制	1　対応不可　2　対応可	
				若年性認知症入居者受入加算	1　なし　2　あり	
				看取り介護加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　加算Ⅰイ　3　加算Ⅰロ　4　加算Ⅱ　5　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
27	特定施設入居者生活介護（短期利用型）	1　有料老人ホーム（介護専用型） 2　軽費老人ホーム（介護専用型） 5　有料老人ホーム（混合型） 6　軽費老人ホーム（混合型）		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				夜間看護体制	1　対応不可　2　対応可	
				若年性認知症入居者受入加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　加算Ⅰイ　3　加算Ⅰロ　4　加算Ⅱ　5　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
17	福祉用具貸与			特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
43	居宅介護支援			特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				特定事業所集中減算	1　なし　2　あり	
				特定事業所加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				特定事業所加算Ⅳ	1　なし　2　あり	
				ターミナルケアマネジメント加算	1　なし　2　あり	

H30.1.26時点の案

51	介護福祉施設サービス	1　介護福祉施設 2　経過的小規模介護福祉施設 3　ユニット型介護福祉施設 4　ユニット型経過的小規模介護福祉施設		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員　4　介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				日常生活継続支援加算	1　なし　2　あり	
				看護体制加算Ⅰ	1　なし　2　あり	
				看護体制加算Ⅱ	1　なし　2　あり	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　加算Ⅰ・加算Ⅱ　3　加算Ⅲ・加算Ⅳ	
				介護ロボットの導入	1　なし　2　あり	
				準ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				常勤専従医師配置	1　なし　2　あり	
				精神科医師定期的療養指導	1　なし　2　あり	
				障害者生活支援体制	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				配置医師緊急時対応加算	1　なし　2　あり	
				看取り介護体制	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				在宅・入所相互利用体制	1　対応不可　2　対応可	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				褥瘡マネジメント加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

52	介護保健施設サービス	1　介護保健施設（Ⅰ） 2　ユニット型介護保健施設（Ⅰ）	1　基本型 2　在宅強化型	夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　介護支援専門員　8　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				褥瘡マネジメント加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

52	介護保健施設サービス	5　介護保健施設（Ⅱ） 6　ユニット型介護保健施設（Ⅱ） 7　介護保健施設（Ⅲ） 8　ユニット型介護保健施設（Ⅲ）		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　介護支援専門員　8　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
				特別療養費加算項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算Ⅰ	1　なし　2　あり	
				療養体制維持特別加算Ⅱ	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ指導管理　2　言語聴覚療法　3　精神科作業療法 4　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		9　介護保健施設（Ⅳ） A　ユニット型介護保健施設（Ⅳ）		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　介護支援専門員　8　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

53	介護療養施設サービス	1　病院療養型	2　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 5　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 6　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 3　Ⅱ型（療養機能強化型以外） 7　Ⅱ型（療養機能強化型） 4　Ⅲ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　介護支援専門員	
				入院患者に関する基準	1　基準型　2　減算型	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		6　ユニット型病院療養型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　介護支援専門員	
				入院患者に関する基準	1　基準型　2　減算型	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

53	介護療養施設サービス	A　病院経過型 C　ユニット型病院経過型	2　Ⅰ型 3　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　介護支援専門員	
				入院患者に関する基準	1　基準型　2　減算型	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

53	介護療養施設サービス	2　診療所型	1　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 4　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 2　Ⅱ型	入院患者に関する基準	1　基準型　2　減算型	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				設備基準	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		7　ユニット型診療所型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	入院患者に関する基準	1　基準型　2　減算型	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				設備基準	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		3　認知症疾患型 8　ユニット型認知症疾患型 B　認知症経過型	5　Ⅰ型 6　Ⅱ型 7　Ⅲ型 8　Ⅳ型 9　Ⅴ型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　介護支援専門員	
				入院患者に関する基準	1　基準型　2　減算型	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　精神科作業療法　2　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

55	介護医療院サービス	1　Ⅰ型介護医療院	1　Ⅰ型（Ⅰ） 2　Ⅰ型（Ⅱ） 3　Ⅰ型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員　6　介護支援専門員	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				移行定着支援加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		2　Ⅱ型介護医療院	1　Ⅱ型（Ⅰ） 2　Ⅱ型（Ⅱ） 3　Ⅱ型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員　6　介護支援専門員	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				移行定着支援加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

55	介護医療院サービス	3　特別介護医療院	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員　6　介護支援専門員	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		4　ユニット型Ⅰ型介護医療院	1　Ⅰ型（Ⅰ） 2　Ⅰ型（Ⅱ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員　6　介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				移行定着支援加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

55	介護医療院サービス	5　ユニット型Ⅱ型介護医療院		夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員　6　介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				移行定着支援加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		6　ユニット型特別介護医療院	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員　6　介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				重度認知症疾患療養体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等	
各サービス共通				地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他
11	訪問介護	1　身体介護 2　生活援助 3　通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1　定期巡回の指定を受けていない 2　定期巡回の指定を受けている 3　定期巡回の整備計画がある
				サービス提供責任者体制の減算	1　なし　2　あり
				共生型サービスの提供（居宅介護事業所）	1　なし　2　あり
				共生型サービスの提供（重度訪問介護事業所）	1　なし　2　あり
				特別地域加算	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当
13	訪問看護	1　訪問看護ステーション 2　病院又は診療所 3　定期巡回・随時対応型サービス連携		特別地域加算	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当
14	訪問リハビリテーション	1　病院又は診療所 2　介護老人保健施設 3　介護医療院		特別地域加算	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当
				短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　あり
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝマネジメント加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ　5　加算Ⅳ
				社会参加支援加算	1　なし　2　あり

H30.1.26時点の案

15	通所介護	4　通常規模型事業所 6　大規模型事業所（Ⅰ） 7　大規模型事業所（Ⅱ）		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可
				共生型サービスの提供 （生活介護事業所）	1　なし　2　あり
				共生型サービスの提供 （自立訓練事業所）	1　なし　2　あり
				共生型サービスの提供 （児童発達支援事業所）	1　なし　2　あり
				共生型サービスの提供 （放課後等デイサービス事業所）	1　なし　2　あり
				生活相談員配置等加算	1　なし　2　あり
				入浴介助体制	1　なし　2　あり
				中重度者ケア体制加算	1　なし　2　あり
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり
				個別機能訓練体制Ⅰ	1　なし　2　あり
				個別機能訓練体制Ⅱ	1　なし　2　あり
				ADL維持等加算〔申出〕の有無	1　なし　2　あり
				ADL維持等加算	1　なし　2　あり
				認知症加算	1　なし　2　あり
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり
				栄養改善体制	1　なし　2　あり
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり

備考　1　この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

H30.1.26時点の案

（別紙１－２）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通				地域区分	1　１級地　6　２級地　7　３級地　2　４級地　3　５級地 4　６級地　9　７級地　5　その他	
62	介護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1　なし　2　あり	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　3　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
63	介護予防訪問看護	1　訪問看護ステーション 2　病院又は診療所		特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				緊急時介護予防訪問看護加算	1　なし　2　あり	
				特別管理体制	1　対応不可　2　対応可	
				看護体制強化加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　あり	

H30.1.26時点の案

64	介護予防訪問リハビリテーション	1　病院又は診療所 2　介護老人保健施設 3　介護医療院		特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算	1　なし　2　あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1　なし　2　あり	
				事業所評価加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　あり	
34	介護予防居宅療養管理指導			特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
66	介護予防通所リハビリテーション	1　病院又は診療所 2　介護老人保健施設 3　介護医療院		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算	1　なし　2　あり	
				生活行為向上ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				運動器機能向上体制	1　なし　2　あり	
				栄養改善体制	1　なし　2　あり	
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
				選択的サービス複数実施加算	1　なし　2　あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　4　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

24	介護予防短期入所生活介護	1　単独型 2　併設型・空床型 3　単独型ユニット型 4　併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				共生型サービスの提供 （短期入所事業所）	1　なし　2　あり	
				生活相談員配置等加算	1　なし　2　あり	
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
				機能訓練指導体制	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算（空床型）	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
25	介護予防短期入所療養介護	1　介護老人保健施設（Ⅰ） 2　ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1　基本型 2　在宅強化型	夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

25	介護予防短期入所療養介護	5　介護老人保健施設（Ⅱ） 6　ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7　介護老人保健施設（Ⅲ） 8　ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				特別療養費加算項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算Ⅰ	1　なし　2　あり	
				療養体制維持特別加算Ⅱ	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　言語聴覚療法　2　精神科作業療法　3　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		9　介護老人保健施設（Ⅳ） A　ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

26	介護予防短期入所療養介護	1　病院療養型	2　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 5　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 6　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 3　Ⅱ型（療養機能強化型以外） 7　Ⅱ型（療養機能強化型） 4　Ⅲ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

26	介護予防短期入所療養介護	6　ユニット型病院療養型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		A　病院経過型 C　ユニット型病院経過型	2　Ⅰ型 3　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

26	介護予防短期入所療養介護	2　診療所型	1　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 4　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 2　Ⅱ型	設備基準	1　基準型　2　減算型	
				食堂の有無	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法 5　精神科作業療法　6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		7　ユニット型診療所型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				設備基準	1　基準型　2　減算型	
				食堂の有無	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法 5　精神科作業療法　6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		3　認知症疾患型 8　ユニット型認知症疾患型 B　認知症経過型	5　Ⅰ型 6　Ⅱ型 7　Ⅲ型 8　Ⅳ型 9　Ⅴ型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　精神科作業療法　2　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

2B	介護予防短期入所療養介護	1　Ⅰ型介護医療院	1　Ⅰ型（Ⅰ） 2　Ⅰ型（Ⅱ） 3　Ⅰ型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		2　Ⅱ型介護医療院	1　Ⅱ型（Ⅰ） 2　Ⅱ型（Ⅱ） 3　Ⅱ型（Ⅲ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

2B	介護予防短期入所療養介護	3　特別介護医療院	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		4　ユニット型Ⅰ型介護医療院	1　Ⅰ型（Ⅰ） 2　Ⅰ型（Ⅱ）	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

2B	介護予防短期入所療養介護	5　ユニット型Ⅱ型介護医療院		夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				特別診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
		6　ユニット型特別介護医療院	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　7　加算型Ⅲ　5　加算型Ⅳ 6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　薬剤師　4　看護職員　5　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準（廊下）	1　基準型　2　減算型	
				療養環境基準（療養室）	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

35	介護予防特定施設入居者生活介護	1　有料老人ホーム 2　軽費老人ホーム 3　養護老人ホーム	1　一般型 2　外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				若年性認知症入居者受入加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　加算Ⅰイ　3　加算Ⅰロ　4　加算Ⅱ　5　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
67	介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	

H30.1.26時点の案

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等	
各サービス共通				地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他
63	介護予防訪問看護	1　訪問看護ステーション 2　病院又は診療所		特別地域加算	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当
64	介護予防訪問リハビリテーション	1　病院又は診療所 2　介護老人保健施設 3　介護医療院		特別地域加算	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算	1　なし　2　あり
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1　なし　2　あり
				事業所評価加算	1　なし　2　あり

備考　1　この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

H30.1.26時点の案

（別紙１－３）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通				地域区分	1　１級地　6　２級地　7　３級地　2　４級地　3　５級地 4　６級地　9　７級地　5　その他	
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1　一体型 2　連携型		特別地域加算	1　なし　2　あり	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				緊急時訪問看護加算	1　なし　2　あり	
				特別管理体制	1　対応不可　2　対応可	
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
71	夜間対応型訪問介護	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型		24時間通報対応加算	1　対応不可　2　対応可	1　なし　2　あり
				サービス提供体制強化加算	1　なし　4　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　5　加算Ⅱイ　3　加算Ⅱロ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

78	地域密着型通所介護	1　地域密着型通所介護事業所 2　療養通所介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可	
				共生型サービスの提供 （生活介護事業所）	1　なし　2　あり	
				共生型サービスの提供 （自立訓練事業所）	1　なし　2　あり	
				共生型サービスの提供 （児童発達支援事業所）	1　なし　2　あり	
				共生型サービスの提供 （放課後等デイサービス事業所）	1　なし　2　あり	
				生活相談員配置等加算	1　なし　2　あり	
				入浴介助体制	1　なし　2　あり	
				中重度者ケア体制加算	1　なし　2　あり	
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制Ⅰ	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制Ⅱ	1　なし　2　あり	
				ADL維持等加算〔申出〕の有無	1　なし　2　あり	
				ADL維持等加算	1　なし　2　あり	
				認知症加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養改善体制	1　なし　2　あり	
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
				個別送迎体制強化加算	1　なし　2　あり	
				入浴介助体制強化加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
72	認知症対応型通所介護	1　単独型 2　併設型 3　共用型		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可	
				入浴介助体制	1　なし　2　あり	
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養改善体制	1　なし　2　あり	
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　4　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

73	小規模多機能型居宅介護	1　小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				看護職員配置加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				看取り連携体制加算	1　なし　2　あり	
				訪問体制強化加算	1　なし　2　あり	
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	1　小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
32	認知症対応型共同生活介護	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　介護従業者	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				夜間支援体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				利用者の入院期間中の体制	1　対応不可　2　対応可	
				看取り介護加算	1　なし　2　あり	
				医療連携体制	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
38	認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　介護従業者	
				夜間支援体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				医療連携体制	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

36	地域密着型特定施設 入居者生活介護	1　有料老人ホーム 2　軽費老人ホーム 3　養護老人ホーム 5　サテライト型有料老人ホーム 6　サテライト型軽費老人ホーム 7　サテライト型養護老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				入居継続支援加算	1　なし　2　あり	
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				夜間看護体制	1　対応不可　2　対応可	
				若年性認知症入居者受入加算	1　なし　2　あり	
				看取り介護加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　加算Ⅰイ　3　加算Ⅰロ　4　加算Ⅱ　5　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
28	地域密着型特定施設 入居者生活介護 (短期利用型)	1　有料老人ホーム 2　軽費老人ホーム 5　サテライト型有料老人ホーム 6　サテライト型軽費老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				夜間看護体制	1　対応不可　2　対応可	
				若年性認知症入居者受入加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　加算Ⅰイ　3　加算Ⅰロ　4　加算Ⅱ　5　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

54	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1　地域密着型介護老人福祉施設 2　サテライト型地域密着型介護老人福祉施設 3　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 4　サテライト型ユニット型地域密着型 介護老人福祉施設	1　経過的 施設以外 2　経過的 施設	夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員　4　介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				日常生活継続支援加算	1　なし　2　あり	
				看護体制加算Ⅰ	1　なし　2　あり	
				看護体制加算Ⅱ	1　なし　2　あり	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　加算Ⅰ・加算Ⅱ　3　加算Ⅲ・加算Ⅳ	
				介護ロボットの導入	1　なし　2　あり	
				準ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				常勤専従医師配置	1　なし　2　あり	
				精神科医師定期的療養指導	1　なし　2　あり	
				障害者生活支援体制	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				配置医師緊急時対応加算	1　なし　2　あり	
				看取り介護体制	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				在宅・入所相互利用体制	1　対応不可　2　対応可	
				小規模拠点集合体制	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				褥瘡マネジメント加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

77	複合型サービス （看護小規模多機能型 居宅介護）	1　看護小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				訪問看護体制減算	1　なし　2　あり	
				サテライト体制	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				緊急時訪問看護加算	1　なし　2　あり	
				特別管理体制	1　対応不可　2　対応可	
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
				看護体制強化加算	1　なし　3　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ	
				訪問体制強化加算	1　なし　2　あり	
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
79	複合型サービス （看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型）	1　看護小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1　単独型 2　併設型 3　共用型		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可	
				入浴介助体制	1　なし　2　あり	
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養改善体制	1　なし　2　あり	
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　4　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 （短期利用型）	1　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

37	介護予防認知症対応型 共同生活介護	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　介護従業者	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				夜間支援体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				利用者の入院期間中の体制	1　対応不可　2　対応可	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	
39	介護予防認知症対応型 共同生活介護（短期利用型）	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　介護従業者	
				夜間支援体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　6　加算Ⅰ　5　加算Ⅱ　2　加算Ⅲ　3　加算Ⅳ 4　加算Ⅴ	

H30.1.26時点の案

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等	
各サービス共通				地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1　一体型 2　連携型		特別地域加算	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当
				緊急時訪問看護加算	1　なし　2　あり
				特別管理体制	1　対応不可　2　対応可
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり
71	夜間対応型訪問介護	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型		24時間通報対応加算	1　対応不可　2　対応可

H30.1.26時点の案

78	地域密着型通所介護	1　地域密着型通所介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可
				共生型サービスの提供（生活介護事業所）	1　なし　2　あり
				共生型サービスの提供（自立訓練事業所）	1　なし　2　あり
				共生型サービスの提供（児童発達支援事業所）	1　なし　2　あり
				共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所）	1　なし　2　あり
				生活相談員配置等加算	1　なし　2　あり
				入浴介助体制	1　なし　2　あり
				中重度者ケア体制加算	1　なし　2　あり
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり
				個別機能訓練体制Ⅰ	1　なし　2　あり
				個別機能訓練体制Ⅱ	1　なし　2　あり
				ADL維持等加算〔申出〕の有無	1　なし　2　あり
				ADL維持等加算	1　なし　2　あり
				認知症加算	1　なし　2　あり
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり
				栄養改善体制	1　なし　2　あり
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり
72	認知症対応型通所介護	1　単独型 2　併設型 3　共用型		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可
				入浴介助体制	1　なし　2　あり
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり
				栄養改善体制	1　なし　2　あり
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり
73	小規模多機能型居宅介護	1　小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり
				看護職員配置加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ
				看取り連携体制加算	1　なし　2　あり
				訪問体制強化加算	1　なし　2　あり
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり
68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	1　小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員

H30.1.26時点の案

77	複合型サービス （看護小規模多機能型 居宅介護）	1　看護小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
				訪問看護体制減算	1　なし　2　あり
				サテライト体制	1　基準型　2　減算型
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり
				緊急時訪問看護加算	1　なし　2　あり
				特別管理体制	1　対応不可　2　対応可
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり
				看護体制強化加算	1　なし　3　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ
				訪問体制強化加算	1　なし　2　あり
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり
79	複合型サービス （看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型）	1　看護小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1　単独型 2　併設型 3　共用型		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可
				入浴介助体制	1　なし　2　あり
				生活機能向上連携加算	1　なし　2　あり
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり
				栄養改善体制	1　なし　2　あり
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり
75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 （短期利用型）	1　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員

備考　1　この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

H30.1.26時点の案